

東京基督教大学紀要

キリストと世界

Christ and the World

第 35 号

東京基督教大学

Tokyo Christian University

2025 年 3 月

March, 2025

キリストと世界

第 35 号 目次

【学術論文】

- コロナ禍のクリスチャン・キャンプ運営—危機対応と今後の営みに関する質的研究
.....岡村直樹・徐 有珍 1
- 全関西婦人連合会における錦織久良の婦人運動—戦時体制下の信仰と女性の権利
.....岩田三枝子 28
- ルターにおける否定神学と「十字架の神学」
聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から
..... 須藤英幸 52

【2023 年度 博士学位論文要旨】

- ローマ書とエゼキエル書の比較研究
律法、罪、死、いのちのテーマを中心に 小山英児 74
- 要約 77
- 2023 年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文・
研究成果報告書一覧..... 84
- 『キリストと世界』第 36 号 寄稿募集要項..... 85
- 編集後記..... 91
- 執筆者紹介..... 92

Christ and the World

Vol. 35 CONTENTS

[Research paper]

Christian Camp Management during the COVID-19 Pandemic:
A Qualitative Study on Crisis Response and Future Practices
..... Naoki Okamura, Yujin Seo 1

The Women's Movement of Kura Nishigori in the All Kansai
Women's Federation: Faith and Women's Rights under the
Wartime Regime Mieko Iwata 28

Negative Theology and the 'Theology of the Cross' in Luther:
From the Perspectives of Biblical Languages and the
Process of Christian Maturity Hideyuki Sudo 52

[Doctoral Dissertation Summary]

A Comparative Study of the Book of Ezekiel and the Letter
to the Romans: With Special Reference to the Themes
of Law, Sin, Death, and Life Eiji Koyama 74

Abstracts 81

Master's Theses in 2023 84

Call for Contributions to the 36th Issue of *Christ and the World*
..... 88

Editor's Note 91

コロナ禍のクリスチャン・キャンプ運営

危機対応と今後の営みに関する質的研究

岡村直樹、徐 有珍

I. 序章

a. 研究背景

2019年の年末から感染の拡大が始まった新型コロナウイルス（COVID-19）は、2020年3月11日、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長（当時）によって国際パンデミックとして認定された¹。日本では非常事態宣言が出され、様々な人の集まりや往来に制限がかけられるようになった²。キリスト教界にも大きな影響が及び、本研究の対象であるクリスチャン・キャンプの運営も、休止を含む活動形態の大幅な変更を余儀なくされた。

国際的なクリスチャン・キャンプ組織である Christian Camp International (CCI) は、クリスチャン・キャンプを以下のように定義する。“Christian camping is God’s tool for churches to connect with the younger generation and to nurture them into leaders”³ 「クリスチャン・キャンプは、教会が若い世代とつながり、彼らをリーダーに育てるための神の道具である」（研究者訳）。日本の教会の多くの若者、特に思春期のユースにとってクリスチャン・キャンプは、彼らの信仰心の成長に対し

-
- 1 パンデミックとは、感染症や伝染病が世界的に大流行する状態を指す。現代では航空機など交通機関が発達しているため、一度感染症が発生すると瞬く間に世界中に広がり、多くの感染者が同時期に散発的に発生する可能性がある。歴史的には、14世紀にヨーロッパで流行した黒死病（ペスト）、19-20世紀にかけて地域を変えながら7回の大流行を起こしたコレラ、1918-19年にかけて全世界で2,500万人が死亡したといわれるスペインかぜ（インフルエンザ）等がこれにあたる。（公益社団法人日本薬学会「用語解説」<https://www.pharm.or.jp/dictionary> 2024/8/31 確認）
 - 2 新型コロナウイルス感染症の流行を受け、日本政府は2020年4月から2021年9月まで、多い地域では計4回にわたって緊急事態宣言を出した。（法務省ウェブサイトより https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/n69_2_7_2_0_3.html 2024/8/22 確認）
 - 3 CCI ウェブサイト（<https://www.cciworldwide.org/identity-who-we-are> 2024/8/31 確認）

て非常に大切な役割を担っていることは以前から知られている⁴。全世界に多大なる変化をもたらしたコロナ禍が、そのような日本のクリスチャン・キャンプに対して与えた影響に対する検証を行うことは、日本のキリスト教界にとって必要な取り組みであると言えるだろう。

本研究では、このCCIの日本支部会である日本クリスチャンキャンプ協議会(Christian Camp International / Japan : CCI/J)のメンバーである6つのキャンプ施設において中心的な役割を担う7名の研究協力者へのインタビューを実施し、必要なデータを収集した。それら6つのクリスチャン・キャンプの働きも、小学生から中高生、また高校卒業後の年代の若い世代への働きかけをその中心に据えているが、その対象には家族や中高年の世代も含まれている。またリーダーシップの養成のみならず、未信者キャンパーへの伝道や、信者キャンパーの信仰の成長につながる働きにも目が向けられている。CCI/Jは日本のクリスチャン・キャンプのより良い働きのために、セミナーやトレーニングキャンプの開催、情報の提供、指導者間交流などの活動を積極的に行っている⁵。

b. 実践神学研究の方法

米国プリンストン神学校の実践神学者リチャード・オズマー教授(Richard R. Osmer)は、その著書『実践神学—序章』(*Practical Theology: An Introduction*)の中で、実践神学の営みにおいて陥りやすい問題点について言及する。彼は実践神学の営みは「神学的実践はこうあるべきである」という神学的考察からではなく、まずはそこで起こっている現象(特に具体的な課題や問題)に目を向け、それを検証することから始められるべきであると語る⁶。以下は、オズマーが提唱する実践神学研究に必要な不可欠な4つのタスクと、そこにあるべきプロセス(順序)である。

- ① 記述的 / 実証的タスク (何が起こっているのか) 個別の課題の文脈や背景、またそこにあるパターンやダイナミクスを明らかにするためのデータを収集する営み
- ② 解釈的タスク (何故それが起こっているのか) 人文科学や自然科学の理論を用

4 岡村直樹「クリスチャンユースの信仰成長に関するグラウンデッドセオリーを用いた質的研究」(『キリスト教教育論集』18号、日本キリスト教教育学会、2010年3月、1-16頁)

5 CCI/J ウェブサイト (<https://o-bc.net/cci/> 2024/8/31 確認)

6 Richard R. Osmer, *Practical Theology: An Introduction* (Grand Rapids: Wm. B. Eerdmans Publishing, 2008), 3.

いつつ、そこにあるパターンやダイナミクスを明らかにする営み

- ③ **規範的タスク**（何が起きているべきなのか）神学の概念を用いつつ、個別の課題の文脈や背景の解釈、さらに本来あるべき姿を提示し、然るべきレスポンスや良い実践に結びつく倫理的（建德的）基準の考察に関わる営み
- ④ **実用的タスク**（どう対処すべきか）個別の課題に対して、望ましい影響をもたらすアクションや、建設的なリアクションを呼び起こす思慮深い対話の方法を模索する営み⁷

c. 研究目的

本研究は、オズマーの提唱する上記の実践神学研究における4つのタスクとそのプロセスを踏まえ、コロナ禍が日本のクリスチャン・キャンプの営みに与えた影響に関して、以下の4点を研究目的として実施された。

- ① コロナ禍のクリスチャン・キャンプ運営に直接的に関わった当事者からの現場の声を質的データとして収集すること。
- ② 収集されたデータを、質的記述的研究の方法を用いつつ、そこにあるパターンやダイナミクスを分析し、そこで起こった事柄を整理して提示すること。
- ③ コロナ禍のクリスチャン・キャンプに関する神学的な検討と良い実践に結びつく建德的な考察を行うこと。
- ④ コロナ後のクリスチャン・キャンプに望ましい影響をもたらすアクションを提言すること。

II. 研究方法

a. 質的記述的研究の方法と特徴

質的研究は近年、特に教育学や看護学の分野で主要な方法論になりつつある研究方法論であり、注目する現象やその背後にある意味、そしてその複雑さの探求を目的に、インタビューや行動観察といったデータ収集の手法を用いて行う研究方法である⁸。量的研究では、統計学的な数値の取り扱いが重要となり、「より広く、しか

7 Osmar, *Practical Theology*, 23-26. (研究者による日本語訳)

8 グレック美鈴・麻原きよみ・横山美江編著『よくわかる質的研究の進め方・まとめ方—看護研究のエキスパートをめざして』第2版、医歯薬出版、2016年、16-19頁

し浅く」という方向性が生まれる。またそこには一般的な原理や前提から特定の結論を導き出す演繹的なプロセスが必要とされる。一方の質的研究は、「より狭く、そして深く」という方向性を重視し、特定の事例やその観察から、より一般的なパターンや法則を推測する帰納的なプロセスを基本とする。「質的研究は量的研究が立ち入るのを躊躇する人間の関係性が作り出す感情の動きやその相互作用」といった複雑な領域にも切り込んでいくことを可能とする方法論であり、それは信仰共同体であるキリスト教界の営みを対象とするのに非常に適した研究方法であると言える⁹。質的研究の方法を用いるうえでの注意点として、研究対象者や研究対象となる事象を広げすぎないことや、なるべく先入観を持たずにそれらと向き合うこと。また現象に対する濃密な記述を行いつつ、研究者自身の存在や経験が研究に影響を与えることを自覚することなどが指摘されている¹⁰。

質的研究には、グラウンデッドセオリー (grounded theory)、エスノグラフィー (ethnography)、現象学的質的研究 (phenomenological study)、質的記述的研究 (qualitative descriptive study) といった様々なアプローチが存在する。グラウンデッドセオリーは現象の探求や理解に焦点を当て、現場での観察やデータ収集を通じて、複雑な社会現象や組織運営を理解し、実際の状況に即した解決策や施策を提案する研究方法とされている。またグラウンデッドセオリーは、理論的サンプリングを実施しつつデータ収集の方向性を調節し、理論的飽和 (研究者がデータ収集の過程で、新たな洞察やパターンがほぼ得られなくなるまで十分なデータを収集した状態) に至ることを通して、新たな理論を帰納的に構築することを目指す¹¹。

エスノグラフィーは、文化や社会集団を理解するための調査手法であり、主に人類学や民族学の領域で用いられる。ある状況を共有する特定集団の文化をその生活の場で人々と相互に「作用しながら」解釈し、その内容を記述していく。この手法では、研究者が対象となる社会集団の中に入り込み、日常生活や文化を直接観察し参加することが重視される¹²。

現象学的質的研究とは、対象でも観察者でもなく、「個々人が何かを体験すると

9 岡村直樹「教会における人間研究と現象学的アプローチ」(『福音主義神学』39号、日本福音主義神学会、2008年、149頁)

10 波平恵美子『質的研究 Step by Step—すぐれた論文作成をめざして』第2版、医学書院、2016年、12-20頁

11 グレグ・麻原・横山、前掲書、85-94頁

12 波平、前掲書、21-28頁

いう現象」に焦点を当てた研究を行う。それは研究協力者の体験について、それを外側から客観的に説明するのではなく、当事者がそれをどのように体験しているかを内側から考察し、その中から構造や本質といったある種の一般性をもったものを取りだそうとするアプローチである。「個性記述的一般化」と表現されることもある¹³。

質的記述的研究は、新たな理論構築を目標とするというよりは、データ分析から新たな洞察を得ることと、そこから実践的な提言を行うことなどを目指す目的のために用いられることが多い。また質的記述的研究は、理論的サンプリングや理論的飽和に重きを置かないという点において、やや簡素化されたグラウンデッドセオリーと呼ぶこともできるかもしれない¹⁴。本研究では、これらの4つの方法論の中から、質的記述的研究の方法が本研究の目的に最も合致するとして選択した。

b. サンプリング

質的研究におけるサンプリングとは、研究者が対象とする現象や現象の特定の側面を理解するために、特定の個人やグループから情報を収集するプロセスである。質的研究では完全な一般化や数値的な代表性を求めるのではなく、深い理解やパターンの発見を目指すことから、サンプリングは目的に適したデータを収集するために行われる¹⁵。質的研究におけるサンプリングの方法にはさまざまなアプローチが存在するが、本研究はコロナ禍、およびコロナ後の日本のクリスチャン・キャンプの運営を対象としているため、研究の目的や質問に基づいて特定の特性や経験を持つ参加者を選択する「目的型サンプリング」に加え、利便性やアクセス可能性に基づいて、研究者が比較的容易にアクセスできる参加者や、参加しやすい人々を選択する「便宜サンプリング」が採用された。具体的には、本研究の研究者が2022年に実施されたCCI/Jのセミナーに参加した際に行った研究協力の呼びかけに応えてくださった7名が対象となっている。この7名は、CCI/Jに属する6つのキャンプ場において、その運営に直接的に、長期間に渡って関わってこられた（当時）方々であり、データソースとしての有用性は非常に高いと判断された。

13 グレック・麻原・横山、前掲書、120-125頁

14 同上、64-84頁

15 アンセルム・ストラウス、ジュリエット・コービン『質的研究の基礎—グラウンデッド・セオリー—開発の技法と手順』（第2版）操華子訳、医学書院、2004年、60頁

c. インタビュー

インタビューには、言語データを直接得ることができるという利点があり、質的研究の最も一般的なデータ収集の方法である。本研究では、事前に大まかな質問事項を決め、オープンエンドな質問リストをガイドラインとして用いつつ、途中で柔軟に内容を変更することのできる「半構造化インタビュー」の方法を採用した¹⁶。

7名に対するインタビューは、2022年の初夏に実施された。研究の趣旨説明の後に、それぞれ45分から1時間ほどを目安にオンライン（Zoom）を用いてインタビューし、その内容が録画された。本研究は、各キャンプ場の個別の情報を公表するという目的を持たないことから、参加者の氏名、参加者が属するキャンプ場名は記載されない。またインタビューにおいて用いられた7つの質問は、インタビュー実施日の2-3週間前に研究協力者に送付され、事前の考察を依頼した。以下に7つの質問を列記する。

- ① 2020年度のキャンプの取り組み(前年度よりの変化等)について教えてください。
- ② 2021年度のキャンプの取り組み(前年度よりの変化等)について教えてください。
- ③ コロナ禍(20-21)を振り返って、ネガティブに感じておられることがあれば教えてください。
- ④ コロナ禍(20-21)を振り返って、ポジティブに感じておられることがあれば教えてください。
- ⑤ 2022年度のキャンプ運営の計画(前年度よりの変化等)について教えてください。
- ⑥ 今後のキャンプ運営について不安に感じておられることがあれば教えてください。
- ⑦ 今後のキャンプ運営に関するビジョンがあれば教えてください。

d. データ圧縮の手順

質的記述的研究のデータ分析は、質的な内容分析によって行われる。具体的な分析手順としては、まず記述されたデータ（逐語録）にコードをつけるコード化（コーディング）を行う。コードとは、情報に対して意味を割り当てるためのラベルであり、データの小さい部分を概念化し、分析可能な形に整理することを目的とする。コード化には、センテンスやパラグラフ全体の文書のコード化、出来事ごとのコード化などの方法があるが、本研究では、センテンスごとのコード化を行った¹⁷。

16 グレグ・麻原・横山、前掲書、33-34頁

17 ストラウス、コービン、前掲書、21-22頁

次にこのコードを、相違点、共通点について比較することによって分類し、そのうえで、複数のコードが集まったものにふさわしい名前をつけ、概念の抽象度を上げる作業を実施した。この作業はカテゴリー化と呼ばれる。カテゴリー化の目的は、データに関連するグループに分類し、データ全体に構造を提供することであり、これにより研究者はデータの主要なテーマやパターンを把握し研究結果を理解することができるようになる¹⁸。本研究においてもコード化の後にカテゴリー化を実施した。

III. データ分析（圧縮されたデータの提示）

データの分析は上記の手順を念頭に、データの圧縮（コード化とカテゴリー化）を、スプレッドシート等を用いて実施した。データ分析は小さい順に、コード、サブカテゴリー、カテゴリーという階層に分けて提示されるが、誌面が限られていることから、圧縮されたデータの中から、インタビューの質問の順序に添いつつ、本研究の目的に沿った内容をカテゴリー、およびサブカテゴリーに分けて紹介する。尚、カテゴリーの内容をより明らかにするため、インタビューで語られた回答の一部をデータとして付け加えた。

回答内容に変更は加えていないが、読みやすさを考慮し語尾をある程度統一した。インタビュー対象者であり、またインタビュー内にも頻出する「スタッフ」という言葉には、各キャンプによってその意味するところに多様性があることから、本研究においては混乱を防ぐため、キャンプ場においてフルタイム、またはそれに近い形で働く働き人を「レギュラースタッフ」、夏や冬といったキャンプの開催中に働きを依頼され、または志願し、ボランティアに近い形で働く働き人を「奉仕スタッフ」として区別した。

a. コロナ禍の影響で対面キャンプは休止となった。

インタビューの対象となった全てのキャンプ施設は、2020年度春より、当面の間のキャンプ場へのキャンパーの受け入れの休止を決めた。コロナウイルスの感染拡大防止策として有効であるとされた、いわゆる「三密の回避」（密閉空間、密集場所、密接場面）が難しいという理由によるものだった。2021年2月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正」（刑事罰のような強力な強制力は無い）

18 ストラウス、コービン、前掲書、127-133頁

により、行政は飲食店に対して営業時間の短縮や営業停止の要請や命令を出すことが可能になった¹⁹。それ以前の飲食を伴う宿泊施設の営業の休止の判断は施設側（経営者や運営者）に委ねられていた。すべてのインタビュー協力者からは、営業の休止の判断はキャンプの存続にも深く関わることであり、苦渋の決断であったことがうかがえた。営業休止に関しては、それぞれのキャンプ施設の運営形態によって、異なる基準や判断プロセスが存在した。

コロナ禍の終息に関しては明確な日にちがあるわけではないが、一般的には、2023年5月5日に、世界保健機関（WHO）によってなされた「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が終了したという宣言や²⁰、2023年5月8日の、日本政府による新型コロナウイルス感染症「5類感染症」への移行などがそれに該当する²¹。日本においては、2021年に入ってから「三密の回避」への努力を行ったうえで、飲食店や宿泊業の多くが営業を再開している。クリスチャン・キャンプによる対面での運営の一部再開は、2022年以降であったとするキャンプ施設が多かった。2021年の夏から対面キャンプを再開したキャンプ施設もあったが、1キャンパーに対して1テントを提供することで三密を回避できると判断した「テント式キャンプ場」を持つ施設に限られており、例外的であった。

b. オンラインを用いた代替活動が開始された。

対面のキャンプは休止となったが、本研究の対象となった全てのキャンプ施設は、オンラインを用いた代替活動を開始した。開始の時期は、2020年度の初夏から、2021年度の春にかけてであり、その内容も多岐に渡った。データから以下のようなカテゴリーに分類することができた。

① 一方向的なオンライン活動

「対面キャンプ中止の前から決まっていたキャンプ講師のメッセージ（説教）を録画し、動画配信を行った」

「賛美（プレイズ）チームが集って賛美する様子を動画に収め、その動画を配信した」

19 内閣感染症危機管理統括庁ウェブサイト

(<https://www.caicm.go.jp/documents/hourei/tokubetu.html> 2024/8/22 確認)

20 公益社団法人日本 WHO ウェブサイト

(<https://japan-who.or.jp/news-releases/2305-8/> 2024/8/22 確認)

21 厚生労働省ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html> 2024/8/22 確認)

「中高生が興味を持てるような、楽しい（面白い）要素を含んだ動画を、キャンプ場に集まった奉仕スタッフが作成し、それを配信した」

「キャンプ場主催の聖書セミナーを、DVD化して販売するという形で実施した」

② 双方向的なオンライン活動

「夏には、中高生向けの Zoom によるハイブリッド・オンラインキャンプを、中高生の多い教会とつなぐ形で実施した」

「オンラインキャンプは、Zoom 上でのグループタイム等を設け、双方向のやりとりを含む内容を考えた」

「Zoom を用いたオンラインキャンプでは、メッセージだけにはならない内容を工夫した」

③ 双方向性のオンライン活動にさらに工夫を加えた活動

「オンラインで味と匂いが届くように、キャンプの定番のクッキーを、オンライン参加者に事前に郵送し、画面上で同時に食べるといった取り組みを行った」

「キャンプの雰囲気味わってもらうため、各自にカレーを用意してもらい、それをオンライン上で一緒に食べた」

「ご婦人のオンラインのキャンプの交わりの中で、キャンプで出す食事のレシピを事前に送り、各ご家庭で実際に作ってシェアしながらの聖書の学びを開始した」

「キャンプのしおりやゲームなどが入っている『おうちキャンプキット』を作成・送付して、オンラインキャンプをより楽しめるよう工夫した」

上記のように、代替のキャンプ活動には多様性が認められた。中高生とは Zoom の対面で、小学生には配信でといった年齢別の分け方の工夫も見られた。また代替活動の計画立案者にも多様性が見られた。あるキャンプでは、キャンプ委員会が計画立案を担った、あるキャンプでは、主にキャンプ経験者の 20 代を中心とした若者が、キャンプからの依頼ではなく主体的に有志のグループを作り、オンラインによる活動を計画・立案した。またそのような若者が中心となって、SNS などを使っての参加の呼びかけを行ったキャンプもあった。さらには、オンラインキャンプはその運営が比較的安価であることから、春や秋といった季節ごとの開催ではなく、1 か月に一度という頻度でのオンライン活動を始めたキャンプもあった。例外として、キャンプ場ではなく、教会を会場とした対面 Day Camp（宿泊の無いキャンプ）

を主催したという回答もあった。

c. オンラインを用いた代替活動には独自のメリットが見出された。

コロナ禍でやむなく開始されたオンライン活動であったが、そこには対面にはない独自のメリットがあることに気付かされたというコメントが多く見られた。それらのメリットを、以下の2つのカテゴリーに分類した。

① オンラインの低コスト性

「オンラインキャンプは、移動にかかる時間とお金がかからないというメリットもある」

「夏のキャンプは、オンラインで国外も含めた3名の講師にお話の依頼を行った。通常であれば、交通費や謝礼の費用が高むことから無理だが、オンラインなので実施することができた」

② オンラインの無距離性

「普通であれば参加できない子供達の保護者も、オンラインであれば、背景で参加、また見守ることができるようになった」

「オンラインで、沖縄から北海道、また時には海外の方まで参加できるようになり、対象が以前より広がった」

「CCIの海外での会議もZoomに切り替わったことで、参加することが可能となった」

d. コロナ禍で大切なものが失われた。

インタビュー質問の3番目で「コロナ禍を振り返って、ネガティブに感じておられることがあれば教えてください」という問いかけを行ったが、この質問から得られた回答を、コロナ禍で失ったものとしてまとめる。特に以下の2つのカテゴリーに関する言及が多く見られた。

① 深い人間関係構築の機会の喪失

「オンラインで、やはり横のつながりを深めることは難しい」

「世代を超えたキャンプでの交わりの機会が無くなった（減ってしまった）ことが残念だった」

「中高生からは『Zoomでは、話したい人と一対一で話すことができない』という声が多く聞かれた」

「空間を共有できないことの大きさを感じた」

「オンラインでは、子供達が学校生活から受けるストレスを受け止めきれない」

「深い信仰的な繋がりを持つことが難しいといったフラストレーションを感じた」

「特に中高生の場合、オンライン上で映し出される自己と、対面の時に表される自己との間に大きなギャップがあることがわかった。そのギャップを埋めることは容易ではないと感じた」

「対面のキャンプでは、寝食を共にしつつ、表情を見ながら深い話しをすることができたが、オンラインでは、カウンセリング的なことをするのは非常に難しいと感じた」

「オンラインでもイベントはあったが、やはり対面キャンプでの養いは大きく、それを失ったのは残念だった」

② 奉仕スタッフのトレーニングの機会の喪失

「青年のミニストリートレーニングの場所が無くなってしまったことが本当に残念だった」

「新しい奉仕スタッフが、経験豊かな奉仕スタッフからキャンプごとに多くを学び、トレーニングを積み上げていくというサイクルが途切れてしまった」

「キャンプ奉仕のスピリットや奉仕内容を、若い次世代の奉仕スタッフに継承することができなかった」

「新しい奉仕スタッフには、オンラインカフェに参加してもらい、中高生の雰囲気を見てもらうように心がけ、またオンラインキャンプでもカウンセラーの見習いをやってもらったが、トレーニングは難しかった」

「キャンプが再開した時に、初めての奉仕スタッフとの間にジェネレーションギャップが生まれてしまった」

深い人間関係構築の機会の喪失に関しては、特に若者（小学生や中高生）に対する危惧が多く語られた。また上記の2つのカテゴリー以外にも、失われたと感じられた多くの事柄が挙げられた。たとえば毎年参加してくれていたキャンパーの習慣的パターンが途切れてしまったという意見は複数の研究協力者から語られた。キャンプ参加費用というキャンプにとって大切な収入源が失われたことへの言及も多数

あった。加えて「キャンプ場に来る方がほとんどいない中、キャンプ場の掃除や環境整備は気持ちが入りにくかった」といった、いつ終わるかわからないコロナ禍において、心の健全さに対する影響（ある意味の喪失）があったという答えも複数見られた。さらには対面キャンプ再開当初の対応の中で、「感染症対策に費やす時間が多く、プログラム内容等に割く時間が以前と比べて少なくなってしまった」という声も聞かれた。

e. コロナ禍で獲得されたものが多くあった。

インタビュー質問の4番目で「コロナ禍を振り返って、ポジティブに感じておられることがあれば教えてください」という問いかけを行ったが、この質問から得られた回答を、コロナ禍で獲得されたものとして紹介する。先述のようにコロナ禍で失われた大切なものは多くあったが、一方で新たに獲得されたことも多くあったという回答が得られた。以下にそれらを5つのカテゴリーに分けて紹介する。

① キャンプの必要性や有用性に関する新たな認識の獲得

「(なくなってはじめて) 対面キャンプの素晴らしさをもう一度知ることができた」
「いままで当たり前だと思っていたものがなくなったが故にそれが本当に良いものだったということを再認識した」

「キャンプがないと寂しいという声も多く聞くことができた」

「(コロナ禍を経て) レギュラースタッフの中でのキャンプに対する献身の思いを再確認する機会が与えられ、その思いが、以前より強くなったこと」

「キャンプに関する問い合わせが多数あり、多くの人にとって大切な場所であることを再確認することができた」

「子供だけではなく、奉仕者にとっても生活を共にして行うキャンプの価値は大きいということを再確認することができた」

「コロナ禍で会えない期間が長かった分、対面が再開した時は、多くのキャンパーが対面キャンプのありがたさを嘯み締めることができた」

② 新たなプログラムの獲得

「毎週水曜日の夜に、祈り会、そして賛美動画作成の相談をする時を持つようになり、あくまでもキャンプをサポートし、キャンプに今来ることのできない若者をサポートするという意図を持った活動が開始された」

「Zoomでの対面で、コロナ禍でキリスト者としてどう歩むかという視点からのプログラムを準備して実施した」

「夏のオンラインユースキャンプ後には、若者が中心となって、毎月1回のアウトプットの交わりを中心とした、中学生と高校大学生の2つのオンラインミーティングを継続して開くようになった」

「10月からは、ご婦人のオンラインのキャンプの交わりを開始した。キャンプのレシピを送り、各ご家庭で実際に作ってシェアしながらの聖書の学びを開始し、今も継続している」

「新たな『オンラインカフェ』という取り組みが定着した」

「壮年向けの、月に1回のオンラインイベントを夜の時間帯で開始した」

③ 新たな支援者や奉仕スタッフの獲得

「普段とは違う状況になったことで、特にキャンプのこと（経済的必要性）を覚えてくださった方がいた」

「3月に卒業前の最後のキャンプに来ることができなかった彼らが、大学生と共にキャンプをサポートする主体的なグループ（ネットワーク）を5月に作り、賛美動画を作成し、キャンプに来ている若者に提供した」

「親御さんが元キャンパーで、子供がキャンプに行けないということを残念に思ってくださり、可能な範囲で助けてくださった」

「コロナ禍でできた若者の主体的なグループが、今も活動を継続していることは本当に良かったと思う」

「若いキャンパーの皆さんが主体的に動いてくださり、オンラインのイベントが企画されたことがよかった」

④ 新たな経済的支援の獲得

「キャンプへの献金が増え、多くの人の祈りによって支えられていることが実感できた」

「コロナ禍で定期的に献金をしてくださる方が現れ、ユーティリティ（光熱費等）が賄われた」

「海外からの新たな献金があり、プレイグラウンドを作り直すことができた」

「経済的な部分は大きな不安があったが、いつもより多くの献金が捧げられ、満たされた」

⑤ メンテナンスの前進

「時間的な余裕ができたことで、キャビンの補修をすることができた」

「キャンプ場では時間ができたので、施設の充実を行った。具体的には、ツリーハウスやウッドデッキ、ピザ窯などを作成した。またそのような取り組みを発信し、コロナ後に帰ってくるのが楽しみになるような働きかけを行った」

「木を切ったり、キャンプグラウンドの整備をしたり、ペンキを塗ったりといったメンテナンスが進んだ」

上記の5つのカテゴリ以外にも、コロナ禍で得られたものとして、オンラインやコンピュータに関する新たなスキルの獲得を挙げた研究協力者が数名いた。また「通常の夏はキャンプでの働きがあり、自分の家族と夏休みを楽しむことが難しかったが、コロナ禍でキャンプが開催されなかったことから、家族との時間を得ることができた」「レギュラースタッフでもある家族の病気療養のための時間を得ることができた」といった回答も見られた。

この「コロナ禍で獲得されたもの」に含まれるカテゴリの数や内容からも分かるように、「コロナ禍で失ったもの」と比べ、その内容は多岐に渡り、またデータ量は約3倍であった。

f. 今後のキャンプ運営に対する不安材料がある。

インタビューの6番目の質問で、「今後のキャンプ運営について不安に感じておられることがあれば教えてください」という問いかけを行ったが、この質問から得られた回答を不安材料として紹介する。自身が属するキャンプの、この先数ヶ月から数年という期間での運営に関する不安材料が語られた。またより大きな括りで、例えば少子高齢化や環境問題といった課題を抱える日本社会の、明るいとは言えない将来への展望を踏まえたうえでの幅の広い回答があった。以下に列挙する4つのカテゴリのうち、1番目と2番目のカテゴリには、サブカテゴリを設けた。

① コロナ禍のキャンプ運営に関する不安

・感染対策への不安

「(キャンプ再開時の)感染拡大は不安要素である」

「感染対策に関する(キャンプ利用者個人)の意見や意識の違いがあり、今後のグループ単位での利用がなかなか再開できないことに対する不安がある」

・オンラインキャンプの有効性の低下に関する不安

「Zoom キャンプは対面と違い、自分の都合での出入りが容易である点も不安要素である」

「オンラインプログラムを継続させることで、対面で人と関わるのが苦手なクリスチャンの子供が増えることが不安」

② コロナ後（オンライン後）のキャンプ運営に関する不安

・キャンプ参加者が減少することへの不安

「キャンプが好きで（戻って）来る子と、来ない子の更なる二極化が進む可能性もある」

「以前から来ているキャンパーの（対面キャンプへの）意識が、以前のように戻るかどうか不安」

「オンラインで集まった新しい参加者を、対面キャンプにつなげていくことができるかどうか不安である」

・プログラムや取り組みへの不安

「ポストコロナの時代に相応しい取り組み、特にクリエイティブな取り組みをどのように計画し、実施していくことができるかに関する不安がある」

「キャンプに来たいと思わせる新たな動機を開拓することができるかどうかの不安がある」

「コロナ禍に始まった、オンラインプログラムを含むさまざまな取り組みを、どの程度継続し、またどの程度を終了させるのかの判断が難しい」

「コロナ禍に始まったオンラインプログラムは多岐に渡り、それなりにレギュラースタッフの負担が増加してしまった」

③ 今後の日本社会の中で効果的にクリスチャン・キャンプを運営できるかどうかに関する不安

「近年のユース（若者）の変化に、キャンプが付いていけるかどうか不安である」

「SNSの文化が発達する中で、キャンプのオフ会等が、キャンプの運営者が関知しないところで開催され、そこでつまずいてしまう人が出ることに不安」

「近年は子供の主体性を尊重する社会の風潮が強くなっており、キャンプが良いことがわかっているにもかかわらず、親や教師が子供や生徒の参加を強く促すことができなくなるのではないかと不安がある」

「今後の様々な社会情勢の変化や課題の中で、キャンプ運営に関する教団単位での取り組みが効果的に進んでいくかどうかに関して不安がある」

「今後のキャンプ場のありかたを、社会の変化や人々のニーズの変化に即してどう変えていけば良いのか、それを誰がどのように取り扱うのかに関する不安がある」

「変わりゆく日本社会の中で、そこに住むクリスチャンや教会のニーズにあった、良いサービスを提供出来るキャンプ場であり続けられるかどうか不安になる」

④ レギュラースタッフの働き方への不安

「レギュラースタッフのケアや成長に気を配っていくことへの不安がある」

「キャンプ従事者（レギュラースタッフ）という特殊な働きから起こるストレスを、どのように解消していくかに関して不安がある」

「若いレギュラースタッフの働き方も、キャンプとして効果的に変えていくことができるかどうかの不安がある」

「若者の価値観が以前から変化しているのかもしれないが、キャンプでの働きの大変さを許容できる若者（レギュラースタッフや奉仕スタッフとして）が減っていると感じる」

本研究においてインタビューがなされたのは、まだ社会がコロナ禍にあった時期であり、クリスチャン・キャンプの運営に関する不安には、当然のことながらコロナ禍に関連する不安が多く語られた。コロナ禍で始まったオンラインを用いたプログラムは、キャンプ運営を継続させるうえでポジティブな役割を果たしたが、結果的にレギュラースタッフの負担増（プログラムの準備や拘束時間等の負担）につながったという側面もあり、それらのプログラムの継続や不継続の判断に関する迷いも少なからず聞かれた。またキャンプでの共同生活の醍醐味の一つである新たな友人作りに関して、近年は、「自分はコミュ障（コミュニケーションの障がいを持つ者）」と語る、知らない人との対面でのコンタクトに対して苦手意識を持つ若者が増えていると言われているが、そのような若者の変化に対する不安は、当然キャンプの運営と深く関わっている²²。さらにキャンプ場の老朽化への不安は、多くのキャンプ施設に共通する不安であると思われる。

22 樫村愛子「コミュニケーション社会における、『コミュ障』文化という居場所」（『現代思想』45（15）特集：「コミュ障」の時代、2017年8月、78-92頁）

g. 今後のクリスチャン・キャンプの取り組みへの提案がある。

インタビューの7番目の質問で、「今後のキャンプ運営に関するビジョンがあれば教えてください」という問いかけを行った。ビジョンというオープンエンドな言葉を用いたが、回答の中には、今後の取り組みに関する具体的な提案が多く見られた。コロナ禍と直接的に関連する提案より、上記の不安材料の3番目や4番目のカテゴリーを踏まえたうえでの将来への提案という要素の強い発言が多くあった。

① キャンプの活用方法に関する提案

「キャンプが普段使いで活用していただけるような場所となれば良いと思う」

「子供の場所という限定的な役割ではなく、子供から大人まで、リトリートのような形で活用されると良いと思う」

「アメリカの教会が実施しているように、たとえば教会ごとに金曜日の夕方から日曜日の夕方までのリトリートを持ち、日曜の礼拝もキャンプ場で捧げるというフレキシブルさがあっても良いかもしれない」

「より多くの人に、より多様な使い方をしていただけるように、キャンプ場の稼働率を上げていく工夫をしていきたい」

「キャンプの働きは、信仰生活における『きよめ』において実践的な役割を果たせるのではないと思う」

「キャンプ場周辺の自然体験の豊かさをより体験できるプログラムを開拓していくことができれば良いと思う」

② 教会や教団との連携に関する提案

「より広く、超教派の働きができれば良いと思う」

「教会が上手くキャンプを活用できるようになると良いと思う」

「キャンプと教会が別のものとして考えられるのではなく、役割は違っても、同じミニストリーに携わっているとより感じてもらいたい」

「自らの団体の教育機関との連携に関して、今後どのようなネットワークを作っていくかを積極的に考えていきたい」

「教団の教職者だけでキャンプを運営するのではなく、より多くの信徒のみなさんにも関わっていただくのが良い」

「教団のビジョンの中に、キャンプミニストリーをしっかりと位置付けていただくことができれば良いだろうと思う」

「教団内の教会、学校、そしてキャンプとの連携が、今後深まっていくと良いと思う」

③ CCI/J の取り組みに関する提案

「CCI/J を通して、コロナ禍の混乱の時期に情報を交換することができ、それによってとても助けられた。今後もこのような関係性を継続したい」

「キャンプミニストリー従事者は、日本のキリスト教の中でも数が少なくマイノリティーであり、CCI/J のミーティングなどで、お互いに会って励まし、今後も更に支え合うことができると良い」

「CCI/J というネットワークが、それぞれのキャンプ従事者にもたらすメリットやベネフィットについて積極的に考えている」

「CCI/J においてテーマを共有し、それについて話し合う機会や、励まし合う機会が今後さらにあると良いと思う」

データ量は少なかったが、今後のキャンプを担う新たな人材に関する提案もあった。インタビュー内容の文脈から重要であると思われる2つの提案を付記する。

「今後を担う若者に対して、キャンプの運営の様子を見てもらい、そこにあるシステムのありかたを共に考えてもらうことができると良い」

「キャンプ運営に関わる者が、これからの（若い）奉仕スタッフに対するビジョンも持つことが大切である」

IV. 神学的考察

プリンストン神学校のオズマーが、実践神学において、神学の概念を用いつつ、個別の課題の文脈や背景の解釈、さらに本来あるべき姿を提示し、然るべきレスポンスや良い実践に結びつく倫理的（建德的）基準の考察に関わる営みの重要性を説いたことは前述した通りである。本研究においては、近年の代表的な福音主義の組織神学者の1人であるミラード・エリクソンの教会論（教会とその役割に関する記述）をベースに神学的考察を行う。

a. クリスチャン・キャンプの働きの神学的位置付けと役割

エリクソンは、教会とは、「教会のために主が意図したことを成し遂げるために生じさせられたのである」と語りつつ、その果たすべき「機能」に注目し、それら

を伝道、建徳、礼拝、社会的関心という4つの項目に分類する²³。

伝道とは、キリストご自身によって地上においてなされた最も大切な働きの一つであり、マタイの福音書28章19節において、教会（信仰者）に対してその働きを継続させる命令がされている。

建徳とは、エペソ人への手紙4章12節において「聖徒たちを整えて奉仕の働きをさせ、キリストのからだを建て上げるためです」と記されている働きであり、「建て上げる」という言葉（ギリシャ語：οἰκοδομή）を、エリクソンはその著書の中で「edification：建徳」として紹介する。さらにエリクソンは、「信仰者の徳を高めること（建徳）は論理上、伝道の前に来る」と述べている²⁴。

礼拝とは神に集中し、神を賛美しほめたたえることであり、旧新約聖書を通して実践されてきた。エリクソンは、「礼拝の目的は、神の本性を適切に言い表すことであって、教会の感情を満足させることではない」と語り、神の中心性を強調する²⁵。しかしエリクソンは加えてこうも語る。「礼拝の重点は神に置かれるが、礼拝する者たちに益を与えることも意図している」²⁶。パウロがコリント人への手紙第一14章15節から17節において発している警告からも推論できる主張である。すなわち礼拝にはそこに集まる者たちへの建徳的な機能もあるということになる。

社会的関心とは、「キリスト者としての愛と思いやりの行為を信仰者にもキリスト者以外の者にも行うという教会の責任である」とエリクソンは記している²⁷。これは教会が、福音のことばを未信者に語るのと同時に、彼らに対してケアの眼差しを向けることの大切さを示唆している。良きサマリア人の例え（ルカの福音書10章25節から37節）は、そのために最も頻繁に用いられる聖書箇所の一つであろう。

さらにパウロは、テモテへの手紙第二2章2節の「多くの証人たちの前で私から聞いたことを、ほかの人にも教える力のある信頼できる人たちに委ねなさい」ということばを引用しつつ、教会の外側にあるリソースに目を向けることも強調する。エリクソンは現代における例として、教会の外側に存在するキリスト教主義学校や、キリスト教の宣教団体の存在を挙げ、教会の役割の一部を担う外部組織としての重

23 ミラード・J・エリクソン『キリスト教神学』（第4巻）森谷正志訳、いのちのことば社、2006年、240、247頁

24 同上、243頁

25 同上、247頁

26 同上、257頁

27 同上、247頁

要性を強調している²⁸。エリクソンの記述を参考にするのであれば、クリスチャン・キャンプは、教会の外側にあつて、教会の働きの一端を担う役割を負っていると言えるだろう。もちろんクリスチャン・キャンプは、伝道、建徳、礼拝、社会的関心という教会の役割を満遍なく担わなくてはならないということではない。キリスト教主義学校がキリスト教的建徳の一部でもある「教育」の働きを、またキリスト教の宣教団体が「宣教」という働きを担っているように、クリスチャン・キャンプも、「このキャンプは、またそこで働く私自身は、キリストが教会に託されたどの働き(機能)を担う者であるか?」という自らへの問いかけを常に続ける必要がある。

b. オンライン・テクノロジーに関する神学的考察

伝道、建徳、礼拝、社会的関心という機能(役割)の中心にあるのは教会であるが、エリクソンは以下のような主張も展開する。「教会には今日手に入るあらゆる合法的な方法と諸技術(technology)を利用する義務がのしかかっている」²⁹。パウロは「私は福音のためにあらゆることをしています」(コリント人への手紙第一9章23節)と語りつつ、福音宣教や牧会の働きのために、当時の最先端技術によって作られたローマの道やローマの船、さらにはローマの郵便システム等を利用した³⁰。特にローマの郵便システムの利用には、コロナ禍の教会に広がったオンラインの活用と共通する「リモート：遠隔」という大切な側面が存在する。またキリスト教の歴史からは、ルターの宗教改革の広がりや、ゲーテンベルクによる当時の最新技術としての印刷機の発明と深く関わっていることを知ることができる³¹。

コロナ禍の多くの教会、そしてクリスチャン・キャンプは、コロナ禍によって生じた社会変化に対応するため、最新のオンライン技術を活用したが、そのような現実的対応をすることは、聖書の教えやキリスト教の歴史と相容れないものでは決して無いことがわかる。

28 エリクソン、前掲書、257頁

29 同上、250頁

30 ジェラルド・クーロン、ジャン＝クロード・ゴルヴァン『古代ローマ軍の土木技術』大清水裕訳、マール社、2022年；*Roman Ships*, Naval Encyclopedia (<https://naval-encyclopedia.com/antique-ships/roman-ships> 2024/8/31確認)；*The Roman postal system*, Bath Postal Museum (<https://bathpostalmuseum.org.uk/500bc-to-the-roman-postal-system> 2024/8/31確認)

31 Lucien Febvre, Henri-Jean Martin, *The Coming of the Book: The Impact of Printing, 1450-1800*, Verso, 2010.

c. キャンプの働きへの経済的サポート

クリスチャン・キャンプの働きには、経済的サポートが必要不可欠である。当然、クリスチャン・キャンプの運営は営利目的ではなく、エリクソンのリストにもある、伝道、建徳、礼拝、社会的関心等がその活動目的の中心に据えられている。日本のクリスチャン・キャンプの場合、より多くのキャンプ参加を可能とするために、キャンプ費用の設定は、材料費、人件費、光熱費、施設の減価償却費等を含む原価よりさらに低く抑えられており、残りの部分が献金によって補われているのが一般的である。コロナ禍においては、利用者からのキャンプ費用収入がゼロになったが、キャンプ施設の支出が同様にゼロになったわけではない。前章の「コロナ禍で獲得されたもの」の中に、新たな経済的支援が挙げられたことは非常に喜ばしいことである。しかしインタビューの中からは、依然としてそこに大きな経済的必要があることや、そのためにキャンプのレギュラースタッフへの負担が増していることも窺い知ることができた。

聖書、特に新約聖書のパウロ書簡の中には、教会の働きに対する経済的なサポートの必要性とそのアピールに関する記述が多く見られる。パウロはコリント人への手紙第一9章18節において「福音を宣べ伝えるときに無報酬で福音を提供し」と語っている。これは提供相手から福音の直接的対価としての報酬を受け取らないという原則である。一方、同章の14節では、民数記18章に記された命令等を引き合いに出しつつ、「主も、福音を宣べ伝える者が、福音の働きから生活の支えを得るように定めておられます」と言明している。この「生活の支え」を提供するのは、教会とそこにつながるクリスチャン（ここではコリントの教会の人々）を指す。さらに彼は同じコリントの教会に向けた後の手紙の中で、種蒔きと刈り入れのたとえを用いて「豊かに蒔く者は豊かに刈り入れます」と語り、献金（祝福の贈り物）の双方向的性質とその必要性を強くアピールしている（コリント人への手紙第二9章6節）。パウロ自身も、ピリピの教会から支援を受けたこと（ピリピ人への手紙4章15節）や、「マケドニアから来た兄弟たちが、私の欠乏を十分に補ってくれたからです」（コリント人への手紙第二11章9節）といったサポートについて語っている。新たに信仰の道に加わった人々に対して、献金を福音の条件と誤解させないよう細心の注意を払いつつ、しかし一方で、福音の働きに従事する者へのサポートの重要性を説くパウロの言説はとても力強い。

伝道、建徳、礼拝、社会的関心等をその中心に据えるクリスチャン・キャンプの働きも、当然、神の国のための働きとして、教会とそこに連なるクリスチャンによ

って支えられなくてはならない。もちろん、そのようなサポートが今まで継続してなされてきたからこそ、本研究において「キャンプへの献金が増え、多くの人の祈りによって支えられていることが実感できた」といった言葉が聞かれたのである。

V. 実践的提言

第3章では、収集されたデータのコード化とカテゴリー化という質的記述的研究方法の分析プロセスを経て浮かび上がってきたコロナ禍に関連する様々な事象や影響、またそれに基づく新たな取り組みを紹介した。第4章では、教会の働きに連動するクリスチャン・キャンプの神学的位置付け、オンライン・テクノロジーの使用に関する神学的検討、そして経済的サポートについての神学的考察を行った。第2章では、質的記述的研究の目的を「データ分析から新たな洞察を得ることと、そこから実践的な提言を行うこと」と記したが、本章（第5章）では、第3章と第4章の記述に基づき、コロナ禍を経験した日本のクリスチャン・キャンプの今後に対する実践的な提言を試みる。尚、本研究の対象となったクリスチャン・キャンプには、規模、地域、教団教派との関係、運営方法、リーダーシップのあり方等に関する多様性があることがインタビューからも明らかになったが、本章では、事情や背景の異なる多様なクリスチャン・キャンプに対する個別の提言ではなく、全体に共通した有用性があると思われる提言を心掛けた。

a. クリスチャン・キャンプの働きを自信を持って展開する。

インタビューのデータをコード化、カテゴリー化をする中で、最も印象的であったことのひとつは、コロナ禍でキャンプに参加できなくなったキャンパーから寄せられた多くの声であった。第3章の「コロナ禍で獲得されたもの」の中でも明らかにされたが、キャンプの再開を待ち望む直接的な励ましや、キャンプの経済性を案じて送られた献金等からも、多くのクリスチャンがキャンプを愛し、またキャンプに期待していることがわかった。それはクリスチャン・キャンプが今まで果たしてきた良い役割、また生み出してきた良い結果への肯定的評価であると捉えることができる。また神学的考察からも、クリスチャン・キャンプの運営が、聖書に基づく教会との共同的で重要な働きであることを確認することができた。もちろん、キャンプのプログラムや施設等に関しては常に改善の余地があるとしても、キャンプ従事者は、コロナ禍で改めて認識されたクリスチャン・キャンプの価値をひとつの原

動力とし、その運営を自信を持って展開すべきである。

b. オンラインのテクノロジーを積極的に用いる。

コロナ禍で対面キャンプが休止された結果、それに代わるオンラインを用いた様々なイベントやプログラムが新たに始められた。それらは決して対面キャンプの活動に取って代わる働きではないことがインタビューデータから浮かび上がってきたが、同時にそこには多数の新たなメリットもあることを確認できた。多くの若者が、休止中のキャンプを支えるための主体的なオンライン活動を始めた例や、オンラインプログラムを通して、今までは届かなかった人々に届くようになったことも紹介された。コロナ禍以降に、対面キャンプとオンラインキャンプを横に並べ、二者択一の評価を展開するのではなく、それぞれの強みを生かしつつ、必要を補い合う活動として捉えることが望ましいであろう。対面キャンプが再開された後も、キャンプ活動の一部として最新技術であるオンライン・テクノロジーが引き続き効果的に用いられていくことは、第4章の神学的考察からも、それが必要不可欠な取り組みであると思わされる。したがって、クリスチャン・キャンプにとってオンライン・テクノロジーの効果的・建徳的な使用方法に関する更なる考察や展開は重要である。広報のための活用については後述するが、たとえばレギュラースタッフの負担を軽減することを念頭に置いた活用や、奉仕スタッフのトレーニングのための活用などを挙げることができる。また第3章でも触れた「知らない人との対面でのコンタクトに対して苦手意識を持つ若者」を念頭に、対面キャンプの前にオンラインの集まりなどを企画し、彼らの苦手意識を軽減する事前の取り組みの実施といったことも可能かもしれない。

c. 教会（教団、教派）とさらなる信頼関係を構築する。

前章においては、様々な教会の働きのために外部のリソースを活用することを聖書が勧めていることを確認したが、クリスチャン・キャンプは、小規模教会や、礼拝出席者の年齢層に偏りが見られる教会等による単独での実施が困難な働き、たとえば日常生活から離れた特別な信仰的環境（施設）を提供したり、若者を多く集めたりといった働きを実行に移すことができる重要な場所である。そのためにはパウロの「信頼できる人たちに委ねなさい」という言葉にあるように、クリスチャン・キャンプがさらに信頼される関係性を教会との間に築くことが重要であろう。またこの信頼の関係性は、キャンプが教会から信頼されるという方向性のみならず、パ

パウロが「私はすべてのことにおいて、あなたがたに信頼を寄せることができることを喜んでいますが」（コリント人への手紙第二7章16節）とコリントの教会に対して語ったように、クリスチャン・キャンプが、安心して良い働きを大胆に展開していけるように、教会（教団、教派）が、キャンプから（キャンプ運営に関わるレギュラースタッフや奉仕スタッフから）信頼されるという方向性も含まれている。共に手を携えて、神の国の働きのために歩を進めるという相互的な信頼関係の深化は、今後のキャンプ運営にとって必要不可欠な条件であろう。

d. キャンプの必要を知ってもら効果的な広報を展開する。

第3章においては、その窮状を慮った様々な働きかけが、キャンプの外側からあったことが明らかになった。当然のことながら、外側からの支援は、内側にある様々な必要が外部者によって知られ、理解されたうえでなされていくことが道筋である。

心理学の領域においては、人に助けを求めることを「援助要請」と表現する。年齢や性別による違いは存在するものの、日本人は概して自らの必要（窮状）を広く外に訴えること、すなわち援助要請をすることを苦手とするという研究結果が報告されている³²。一般的な理由として頻繁に挙げられるのは、助けを求めることで自身への満足感や能力への自信が低下することへの気懸かりや、自身の価値が減少することへの恐れがあることなどである³³。また「援助要請」の有効性に対する馴染みが薄いということもその理由とされる³⁴。ちなみに本研究からは、そのような日本人の一般的な性質に呼応するようなインタビューデータは見られなかった。

一方多くのクリスチャンには、危機に面した時には、「第一に神に信頼する」という信仰的な反応がまず起こるとい順序が一般的であろう。「この方に信頼する者は、だれも失望させられることがない」（ローマ人への手紙10章11節）と聖書が語るからである。しかし神に信頼することと、他者の支援を求めることは、必ずしも相反する動きではない。パウロは、神に信頼することの大切さを繰り返し語り

32 Satoru Nagai, Masato Kimura, Masahiro Honda, Toshiharu Iida and Haruhisa Mizuno, "Gender Differences in Help-Seeking: A Meta-analysis of Japanese Studies, Including Unreported Data," *Japanese Psychological Research* (July 2023): 1-20.

33 D. L. Vogel, N. G. Wade and S. Haake, "Measuring the self-stigma associated with seeking psychological help," *Journal of Counseling Psychology* 53(3) (2006): 325-37. (<https://doi.org/10.1037/0022-0167.53.3.325> 2024/8 確認)

34 永井智「臨床心理学領域の援助要請研究における現状と課題—援助要請研究における3つの問いを中心に」（『心理学評論』63(4)、477-496頁）

つつ、「私はすべてのことにおいて、あなたがたに信頼を寄せることができることを喜んでいきます」（コリント人への手紙第二7章16節）と記し、サポート心に厚いコリントのクリスチャンへの信頼を語っている。パウロの「援助要請」が積極的であったように、クリスチャン・キャンプが、コロナ禍、コロナ後に関わらず、そこにある必要をより大胆に外部にアピールすることも、聖書的な行いであると言えるだろう。定期的なニュースレターの送付や、機関誌への寄稿等は、すでに多くのキャンプが取り組んでいることであるが、広報（献金の必要性の訴えのみならず、新たなキャンプ活用の提案等を含む）のための更なるオンライン・テクノロジーの積極的な活用や、それを用いた新たなキャンプ支援会の設立といったことも具体的な方策として考えられるかもしれない。

e. CCI/Jの良い働きを継続する。

インタビューの中で、コロナ禍の混乱の中でCCI/Jのネットワークにとっても助けられたという意見が複数聞かれた。前述したとおり、それはCCI/Jの働きの重要性の確認であった。

日本のクリスチャン・キャンプの多くは、その規模（経済的規模、人力的規模、施設の規模等）が比較的小さく、どうしても自前での活動には様々な制限がかかってしまう。特に今回のコロナ禍のように日本全国に広がった社会問題が起こった時に、個別のキャンプの枠組みの中だけですべてに対応することは非常に困難である。大きな被害をもたらした熊本地震（2016年）や能登半島地震（2024年）の発生は記憶に新しいが、近年増加の傾向にある地震災害発生時の対応や、台風や集中豪雨といった自然災害への対応に関して勉強会を開くことができれば良い準備となるだろう。さらには第3章において紹介された、心理的・世代的な変化を含む日本社会全体の様々な変化やそこから発生する不安感への対応として、専門家から意見を聞くこと等もできる。当然、組織としてのCCI/Jの働きに負荷がかかり過ぎないことを前提にしなければならないが、危機対応に加え、レギュラースタッフの健康管理や、精神的配慮の必要を持つキャンパーへのケア等々に関するリソースとなることも期待されているかもしれない。しかし何と言っても最も大切な働きは、CCI/Jの「信仰共同体」としての働きであろう。使命感のみならず、不安や悩みをも共有する信者同士の祈りや励ましなくしては、日本のクリスチャン・キャンプの働きが立ち行かないことは明らかである。

VI. 終章

ここまでリチャード・オズマーの実践神学のガイドラインに沿って、コロナ禍のクリスチャン・キャンプの歩みに焦点を当てつつ、①記述的／実証的タスク、②解釈的タスク、③規範的タスク、④実用的タスクという4つのタスクを、段階を踏んで実施してきた。インタビューの言語化が記述的／実証的タスク、インタビューデータの質的分析が解釈的タスク、神学的考察が規範的タスク、そして実践的提言が実用的タスクにそれぞれ相当する。残念ながら時間や文字数の制限もあり、全てのタスクを十分に展開できたとは言い難い。また本研究では、コロナ禍のクリスチャン・キャンプの運営に携わった現場の人たちの声をその中心的な研究データとして収集し、それらを質的記述的研究法に則った分析を実施したうえで最終的な提言を行った。長尺のインタビューには、現場からの声を深く掘り下げるというポジティブな側面と、長尺であるがゆえにインタビュー対象者数が限られて範囲が狭くなるというネガティブな側面の両方が存在する。この両面性は質的研究の典型的な特徴である。さらに質的研究では研究者自身がデータ収集や分析に深く関与するため、研究者のバイアスが結果に影響するリスクが存在してしまう。著者のひとりである岡村は、幼い時から毎年クリスチャン・キャンプに楽しく参加し、その環境の中で人生における大切な決断をしてきた背景を持つ。したがってクリスチャン・キャンプに関する事前知識を多く有する反面、そこへの強い思い入れもっており、それが研究の客観性の課題となる可能性がある。加えて、本研究のデータ収集が実施されたのは2022年の夏であったが、分析と提言は2024年の夏に行われた。それは研究者側の事情によるものであるが、データ収集とデータ分析の間に2年という比較的長いギャップがあることも本研究に影響した可能性は否めない。

しかし上記のような様々な制約や不十分さを踏まえたうえで、この終章において確信を持って言えることは、コロナ禍という未曾有の危機の中で、日本のクリスチャン・キャンプに深く関わってきた本研究の協力者は皆、神への強い信仰を持って祈り、また周囲に支えられ、最善を尽くしてその働きを継続してきたということである。またその中で、新たな神からの祝福や恵みを経験しつつ、コロナ禍だからこそ見えてきた今後への課題に、今も熱心に取り組み続ける態度がそこにあるということである。

最後になってしまったが、本研究に快く協力してくださった皆様に心からの感謝を申し上げる。今後のクリスチャン・キャンプの営みが守られ、教会に用いられ、

多くの良い実を生み出し、さらに前進・発展していくことを続けて神に祈っていき
たい。

全関西婦人連合会における錦織久良の婦人運動

戦時体制下の信仰と女性の権利

岩田三枝子

序

背景

錦織久良（にしごり・くら 1889-1949）が会員数 300 万人以上¹とされる西日本最大の女性連合団体である全関西婦人連合会（以下、「全関西」）で活動した時期は、40 代になった頃である。それは、20 代半ばでキリスト者となり、日本基督教婦人矯風会（以下、「矯風会」）機関誌『婦人新報』や『基督教世界』に女性の権利に関わる問題やキリスト教文芸を発表しながら結婚・育児期間を経た後のことであった。錦織は政治法律部委員長として、その後 10 年以上にわたり、全関西の中心的役割を担うようになる。錦織の全関西での活動時期は、1930 年代以降の日本国内での軍国主義が色濃くなる時代の中であった。

先行研究

錦織に関する先行研究として、拙論「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の廃娼論」²「『基督教世界』における錦織久良—宗教文芸家から銃後の婦人へ」³においてそれぞれに、錦織の信仰と女性運動の動機を解明し、また宗教文芸家としての錦織が戦時体制の中で次第に銃後の婦人としての自覚的な発言をするようになった過程を明らかにした。それ以外には、錦織に単独で焦点を当てた先行研究は管見の限り見当たらない。関連する女性運動史の中で簡単な人物紹介がな

-
- 1 『婦人』第 5 巻 2 号、1928 年 2 月、49、59 頁；東京綜合婦人会編『昭和 12 年版』東京綜合婦人会、1937 年、121 頁
 - 2 岩田三枝子「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の廃娼論」（『キリストと世界』33 号、東京基督教大学、2023 年 3 月、37-69 頁）
 - 3 岩田三枝子「『基督教世界』における錦織久良—宗教文芸家から銃後の婦人へ」（『キリストと世界』34 号、東京基督教大学、2024 年 3 月、1-22 頁）

されているのみである⁴。

全関西についての主な先行研究には、石月静恵・大阪女性史研究会編『女性ネットワークの誕生—全関西婦人連合会の成立と活動』（ドメス社、2020年）、『「婦人」解説・総目次・索引』（不二出版、1996年）、藤目ゆき「全関西婦人連合会の構造と性質」（『史林』71(5)、史学研究会、1988年、747-776頁）があり、一次資料を収めたものとして、1924年から1937年までの『婦人』全巻を収録した復刻版（不二出版、1996年）、関連資料を所収した『日本女性運動資料集成』全11巻（鈴木裕子編、不二出版、1993-98年）があるが、全関西に関わる個人に焦点を当てた研究ではない。

本研究の意義と目的

現代においては、女性運動史の中でも、キリスト教界においても、錦織は知られている人物とは言い難いものの、1928年の大阪毎日新聞では矯風会の林歌子と共に「関西婦人運動家のオール・スター・キャスト」⁵の一員として名前が記載されている。そんな彼女が、キリスト教界内だけではなく、キリスト教の枠組みを超えて一般の女性運動の中でキリスト教信仰を保持しつつ、30年以上にわたり中心的な役割を果たしたその活動は注目に値する。活動の動機や、女性問題への眼差し、またキリスト教信仰との関わりは、一女性の発言と行動でありながらもそれが時代を反映するものとして、昭和初期から戦間期のキリスト教および女性運動のあり方を

4 例えば、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 別巻 索引』（不二出版、1998年、168-169頁）に半ページほどに渡って錦織の生涯概略が掲載されている。また、賀川豊彦の妻・ハルの友人であったことや、また賀川ハルが中心となって活動していた覚醒婦人協会（1921-23年頃）でも活動をしていたことから、拙著『評伝 賀川ハル—賀川豊彦とともに、人々とともに』（不二出版、2018年）や、永瀨朋枝「藤村発行『処女地』に執筆した織田やす一覚醒婦人協会との関わり」（『神女大國文』27、神戸女子大学国文学会、2016年3月、38-57頁）の中で、わずかに触れられている。また、賀川ハルとの関係から、『賀川ハル史料集』第2巻（三原容子編、緑蔭書房、2009年）及び前掲拙著の中には、錦織から賀川ハル宛の私信2通（1927年5月26日、1928年5月16日）が所収されている。覚醒婦人協会は、1921年、賀川ハル、長谷川初音、織田やすが中心発起人となり、賀川ハルの神戸の自宅を拠点として、女工の労働環境の整備など、女性の権利獲得のために講演活動、機関誌出版、ストの指導などを行った。特に賀川ハルは機関誌の編集作業の中心を担っていたと思われる。活動半ばであったが、1923年の関東大震災を機に賀川一家が東京に転居した後は活動の形跡はなく、機関誌の発行も確認できないことから、自然消滅したと考えられる。

5 『大阪毎日市内版』1928年5月17日、9頁

考察するうえでも貴重であると考ええる。

本論文では、錦織に関する先の二編の拙論に続く完結編として、錦織が全関西機関誌『婦人』に発表した執筆30件及び機関誌『婦人』内の諸記事、新聞記事等を資料として、戦時体制下における錦織のキリスト教信仰と女性の権利獲得を目指した意義と限界を検討する。

1. 全関西婦人連合会の概略と背景

全関西婦人連合会概略

全関西⁶は大正デモクラシーの只中である1919年に、大阪朝日新聞の呼びかけで発足した、矯風会や地方の女性団体などの連合団体である。大阪に本部をおき、1927年からは大阪朝日新聞記者であった恩田和子⁷が理事長を務め、1941年まではほぼ毎年大阪で大会を開催した⁸。全関西は、参政権をはじめとして、政治、教育、家庭における女性の権利や生活環境について、さらには国を超えた女性同士の交流についてなど、身近な課題から国際的な課題まで、多岐にわたる分野に取り組んだ。大会の出席者は西日本全域におよび、例えば錦織が初めて司会者として登場する第11回大会（1930年）では、大阪、兵庫、京都、滋賀、和歌山、奈良、福井、富山、東海、岡山、鳥根、鳥取、山口、四国、福岡、長崎のそれぞれの代表団の写真が掲載され、大会参加者は「三百四十余」名とされている⁹。

全関西では、1924年から機関誌『婦人』を発刊する。1937年に『婦人』は終刊となり、代わって『婦人朝日』¹⁰が発刊されたが、『婦人朝日』の内容はグラビアやファッション等を中心としたもので、それまでの『婦人』に多数掲載されていた女

6 全関西の詳細については、本文にも挙げた次の文献を参照。石月静恵・大阪女性史研究会編『女性ネットワークの誕生—全関西婦人連合会の成立と活動』ドメス社、2020年；『「婦人」解説・総目次・索引』不二出版、1996年；藤目ゆき「全関西婦人連合会の構造と性質」（『史林』71(5)、史学研究会（京都大学文学部内）、1988年、747-776頁）。

7 恩田和子（1893-1973年）。日本女子大学校を卒業後、『読売新聞』の記者を経て、大阪朝日新聞の記者となる。全関西の大会が大阪朝日新聞から独立して全関西主催となった1927年から、全関西の理事長を務める（石月・大阪女性史研究会編、前掲書、19-20頁）。

8 1928年は、「御大典が行はせられるについて、各地の婦人会に奉祝に関する種々の事業が」あるため、中止になった。（『婦人』第5巻10号、1928年10月、59頁）

9 『婦人』第6巻11号、1930年11月、10-24頁

10 その『婦人朝日』も、1943年5月で終刊となった。

性の権利等の記事はほぼ見られず、女性に関する諸問題への提言を行ってきた『婦人』は実質上、1937年でその役割を終えたと言える¹¹。

全関西婦人連合会の背景と特徴

全関西が発足した大正時代、日本国内では女性の権利を求める運動が高まっており、多数の婦人団体が誕生していた。例えば、平塚らいてうや市川房枝を中心に女性の政治的権利獲得等に取り組んだ新婦人協会は、1919年の全関西婦人連合会第一回大会¹²において創立宣言を行い、その後活動を開始している。また1921年には、キリスト者である賀川ハル、長谷川初音、織田やす等が中心となって女工の権利に取り組んだ覚醒婦人協会なども誕生し、神戸・大阪を中心に活動を展開している¹³。全関西が誕生したもの、このような日本国内における女性運動の機運の高まりの中であった。

ただし、前述のさまざまな同時代の女性団体と全関西には、大きく異なる点が二点ある。一点目は、前述の女性団体がそれぞれ特有の目的に沿った活動を展開したのに対して、全関西は諸団体の連合として設立されたという点である。

二点目は、前述の諸女性団体が個人の関心から、いわば当事者、特に女性によって主体的に設立された団体であったのに対し、全関西は、大阪朝日新聞主導で設立された団体であり、男性かつ組織によって設立されたものである。これは、1911年に平塚らいてうが中心となった雑誌『青鞥』にて家と家との結婚への反対や墮胎の権利を求めたことで「新しい女」と呼ばれた時期からすでに約10年の月日が経過し、当時の社会の中で女性の権利に対する一定の理解が生まれてきたこと、さらに経済活動における女性の役割や活動の重要性が認識されるようになったことを示すものだろう。それゆえ、全関西のような団体は、男性にとっては、女性の権利獲得の後ろ盾となっていることを示すことでジャーナリズム世界の先端を行く新聞社として自社の評判を高めることになり、また女性にとっては、女性だけでは広報的

11 例えば、創刊号では、「女性と社会（社会時評）」の記事が一編あるものの、その他は「グラフィック 雪と少女」「今月のレコード」「全国女学校のお自慢コンクール」「シンプソン夫人好みのスタイル」などファッションや趣味の記事が目次に並んでいる（『婦人朝日』1937年2月号（日本近代文学館編『復刻 日本の雑誌』講談社、1982年）。

12 大阪朝日新聞では、「婦人会関西連合大会」と紹介されている。（『大阪朝日新聞』1919年11月25日朝刊、11頁）

13 前掲拙書参照

にも経済的にも難しい関西全域への広報と経済的な後ろ盾を得ることができるという点で、両者にとっての益があったと思われる。

2. 全関西婦人連合会での錦織の活動

政治法律部委員長として

錦織の大会での発言の最初の記録は、1923年に見られる。関東大震災直後の10月16日開催の大会で、「子供のみならず母親も子供と一緒に預つてやらねばならぬ」¹⁴との発言が記録されているが、この頃は錦織が全関西の中で特定の役割を担っていたという記録はない。1927年の第9回大会ではまだ諸部が成立している様子はなく、1928年の大会は御大典事業のために中止されており、1929年の第10回大会では「社会部」において錦織は「婦人として緊急に最も力を注ぐべき社会事業」¹⁵として女工の深夜業廃止などの提案を行っている。1930年の第11回大会では錦織が司会者¹⁶及び政治法律部委員会の委員長¹⁷となっている。どの時点で政治法律部が成立したのかは定かでないが、錦織が初代かつ唯一の政治法律部委員長である可能性もある。その後、1941年の第22回大会に至るまで、錦織は司会者及び政治法律部の委員長としての役を担った。

全関西の役員たちの活動が記録された本部日誌には、当時の錦織の全関西政治法律部委員長としての多忙ぶりが記されており、例えば、錦織が42歳の時の1932年6月の日誌は次のようなものである。

- 6月5日「錦織久良子氏宇治イースト研究所に開かれた翠会で講演」
- 6月11日「錦織久良子氏濱寺小学校で開かれた濱寺婦人会にて講演」
- 6月15日「錦織久良子氏明石市の婦人矯風会に出張講演」
- 6月16日「大阪婦人矯風会で「母の座談会」を開催、本会より恩田和子、錦織久良子、進藤徳子、大賀かん子、(中略)出席」
- 6月19日「錦織久良子氏鶴町教会一般講演会に出張講演」
- 6月20日「満州国協和会使節一行が夜八時四十五分大阪駅通過、恩田、錦織(中略)

14 『大阪朝日新聞』1923年10月16日朝刊、7頁

15 『婦人』第6巻4号、1929年4月、9、11頁

16 『婦人』第7巻11号、1930年11月、10頁

17 同上、12頁

出迎に行き歓迎の辞をのべる」

6月21日「錦織氏、須磨常磐母の会に出張講演」

6月25日「錦織氏開花幼稚園母の会に出張講演」

6月30日「夜は恩田、錦織両氏の案内で使節たちは村山朝日新聞社社長邸に行き純日本式の生活に浸る」¹⁸

全関西の理事長である恩田とともに代表者の一人として各行事に名を連ねているこれらの記録からは、錦織が政治法律部長として、全関西の中核的な働きを担っていた一人であったことがわかる。

執筆者として

錦織は全関西の機関誌『婦人』誌上でも、自ら啓蒙の取り組みを行った。1931年に『婦人』に「尻馬はみじめ」¹⁹を寄稿して以降、錦織の寄稿件数は30件に上る。その内1934年7月から1935年7月までの期間は「女性展望台より」として13回の連載を行い、錦織の解説による婦人運動の動向や、全関西が取り組んでいる民法改正の解説などを行っており、これについては後述する。

戦後の活動

全関西の大会は1937年第18回以降は、「非常時大会」²⁰と呼ばれ、1941年第22回大会まで開催記録があるが、それ以降の大会開催の記録は見られない²¹。戦後に錦織は女性運動の活動を再開したようである。1946年には「日本主婦の会」を大阪朝日会館で発足し²²、社会党大阪支部婦人部長や矯風会大阪支部長、また大阪家庭裁判所の調停委員を務め²³、1948年には平和母性協会を創設し会長に就任した²⁴といった記録もあるが、錦織の戦後の活動の詳細については不明点が多く、今後の研

18 『婦人』第9巻7号、1932年7月、19頁より抜粋。

19 錦織久良子「尻馬はみじめ」（『婦人』第8巻1号、1931年1月、6頁）

20 「銃後女性の奉公“実践へ”真摯の誓い！全関西婦人連合会の『非常時大会』開く」（『大阪朝日新聞』1937年10月26日夕刊、2頁）

21 石月は、「解散宣言をしておらず、ゆえに自然消滅したわけではない」との見解である。

22 大阪歴史科学協議会編『戦後大阪史年表』大阪歴史科学協議会、1975年、2頁；石月・大阪女性史研究会編、前掲書、52頁

23 鈴木編、前掲書、169頁

24 石丸尚子「故錦織久良子夫人をいたむ」（『婦人新報』1949年4月、589号、7頁）

究課題である。1949年2月6日、59歳で亡くなった²⁵。

3. 全関西婦人連合会で錦織が目指したもの

民法改正と発言の機会

錦織が全関西での活動に求めたものは何であったのか。藤目は、全関西の会員の中心は官製、半官製団体に組織された女性たち²⁶であり、全関西には政府側とデモクラシー状況の緊張関係²⁷があったとしているが、それこそ錦織が求めていたものではなかったか。大正デモクラシーの中で、一般民衆の存在感が高まり、女性運動も拡大し、それ以前の時代に比べると政治・官に対しての女性たちの自由な発言が可能となった時代である。家庭における女性の権利獲得のために民法改正が必要だと感じていた錦織にとって、その手段と可能性が全関西にあると期待していたのではないか。官製だからこそ、民法改正の機会にも近づくことができる。そしてデモクラシーの時代だからこそ、一女性である錦織にも発言の機会があった。藤目が、全関西は知識人運動にとどまらない広範囲の女性を含んでおり、ゆえに地位においても地域においても普通の国民運動であった²⁸と指摘しているが、そのような「普通の国民」の一人であった錦織は、全関西に民法改正の可能性と発言の機会を求めたのだろう。

本章では、1929年以降の全関西の大会での錦織の発言および『婦人』の錦織による執筆を中心に検討することで、錦織が全関西を通して達成しようとしていた目的を明らかにしたい。錦織の全関西における主張は大きく二点に集約することができる。一点目は女性の権利に関する主張であり、これは主に活動期間前半の民法改正への取り組みに代表される。二点目は銃後の婦人としての義務の推奨であり、これは主に活動期間の中期以降から登場する塵芥清掃問題への取り組みに代表される。

女性の権利

一点目の、女性の権利については、『婦人』への執筆の中や大会での発言におい

25 石丸尚子「故錦織久良子夫人をいたむ」（『婦人新報』1949年4月、589号、7頁）。記事内には「六十一才」とあるが、これは数え年での数え方であろう。

26 藤目、前掲論文、93頁

27 藤目、前掲論文、100頁

28 同上

て、錦織による民法改正の解説というかたちで、その必要性を繰り返して訴えている。例えば、『婦人』第8巻10号では、自らが取り組む民法改正の内容を次のようにまとめている。下記に、錦織による引用を「」で示したのち、筆者の解説を付す（下線は筆者による）。

「婦人のために改正すべき法律」²⁹

「△妻の無能力的取扱に対する法律の改善」

家庭において、妻の権限がないことを改善する。例えば、民法第14条の妻は「夫ノ許可ヲ受クル事ヲ要ス」の、妻は財産に関する権利を持たないこととする条項を改正する。

「△妻の財産権の確保」

民法第801条「夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス」といった部分で、財産の管理については「夫婦の相談に任せ」るべきであるとする。

「一、母の親権を認めること」

民法第816条「親権ヲ行フ母ガ未成年ノ子ニ代リテ左ニ揚ゲタル行為ヲ為シ又ハ子ノ之ヲナスコトニ同意スルニハ親族会ノ同意ヲ要ス」について、「立派な見識のある母親があつて、夫の死亡によつて子供の親権者となつても、たゞ女なるが故に母なるが故に七面倒くさい手続を幾つも踏んで親族会の同意を一々得なければならぬとは不合理な事」であるとする³⁰。

「一、私生児の名簿を撤廃する事」³¹

戸籍上で、私生児であることがわからないようにする。

「一、嫡出子は女兒と雖も庶子に優先する権利を与へる事」³²

本妻の子供が女子であったとしても、男子の庶子よりも女子の嫡子の相続順位が優先されることとする。

29 錦織久良子「婦人のために改正すべき法律」（『婦人』第8巻10号、1931年10月、56-59頁）

30 同上、57頁

31 同上、58頁

32 同上

「一、庶子の入籍には父の妻の同意を要する事」³³

夫は、妻の子供以外の子供を妻の同意なく戸籍に入れることはできないようにする。

「一、胎児の権利擁護」³⁴

民法 968 条「胎児ハ家督相続ニ就テハ既ニ生レタルモノト看做ス」について、嫡子が胎児であっても相続権は庶子に優先することとする。

「遺産相続の場合に於ける妻の利益」³⁵

夫が亡くなった場合、「直系」の子供だけではなく、配偶者である妻も財産の相続を受ける権利があることとする。

これらは、妻が家庭において夫と平等な権利を持つことを求める要求である。特に、本妻とその子供の権利を優先する一方で、本妻以外の女性とその子供の権利を制限しようとする要求でもある。錦織は、夫が妻との婚姻関係にある場合に、妻以外の女性や子供が夫の家族としての権利、特に財産権を持つことについては厳しく制限するように求めていた。同様の訴えを『婦人』誌上において、「婦人に関する民法改正案に就て 穂積重遠博士を訪ふ」³⁶「民法改正 私生子問題 A と B との対話」³⁷「第六十四議会に提出された婦人と子供に関する法律案」³⁸「銷夏漫筆 声のみの民法改正一家事審判所の要望」³⁹「女と子供に関する議会持ち腐れ案再吟味」⁴⁰「女性展望台より一親子心中と母子扶助法案」⁴¹等で繰り返している。また大会でも、政治法律部

33 錦織久良子「婦人のために改正すべき法律」(『婦人』第8巻10号、1931年10月、58頁)

34 同上

35 同上

36 錦織久良子「婦人に関する民法改正案に就て 穂積重遠博士を訪ふ」(『婦人』第9巻2号、1932年2月、16-18頁)

37 錦織久良子「民法改正 私生子問題 A と B との対話」(『婦人』第9巻7号、1932年7月、12-13頁)

38 錦織久良子「第六十四議会に提出された婦人と子供に関する法律案」(『婦人』第10巻4号、1933年4月、10-11頁)

39 錦織久良子「銷夏漫筆 声のみの民法改正一家事審判所の要望」(『婦人』第10巻9号、1933年9月、11-13頁)

40 錦織久良子「女と子供に関する議会持ち腐れ案再吟味」(『婦人』第11巻2号、1934年2月、39-40頁)

41 錦織久良子「女性展望台より一親子心中と母子扶助法案」(『婦人』第11巻8号、1934年8月、41-43頁)

委員長である錦織による民法改正案についての同様の発言が記録されていることから⁴²、錦織が自らの使命としてこの民法改正に取り組んでいたことは明らかである。

ただし、錦織の民法改正の本来の意図は、妻の権利を擁護し、妻以外の女性やその子供の権利を制限しようとするだけのものではない。そこには当時の男性と女性の不平等な貞操観への厳しい指摘がある。

日本の私生子の父親は、その子及び子の母に対してあまりにも無責任過ぎるやうに思はれる。(中略) 私生子の父親にも徹頭徹尾責任を持たすといふことは当然なことで、我国のやうに私生子の母のみがあまりにも多くの負担と責務とを背負はされ、私生子の父は無責任を当然となすが如きは、女子にのみ貞操義務を強ひることの厳にして男子の貞操に対する寛なる旧来の伝統的悪習がこゝにも現はれつゝあることは、女性として黙過すべからざる事柄である。⁴³

とかく現代の婦人の地位は、まだ――男子の従属物以外に出でず、民法においては妻は無能力者であり、母としては父と同様の親権が与へられず、貞操に関しては妻のみが貞操義務を強ひられ、良人は不品行天下御免であり、かうした男子の従属物取扱より解放されざるうちは、いつまでもこの種の問題は尽きないであらう。女性の向上のために惜しむものである。⁴⁴

また、男性と女性の貞操概念の平等を求める錦織の訴えは、かつて錦織が矯風会において取り組んだような公娼制・私娼制の廃止の訴えにも繋がっている。

今日の廢娼令は、たゞ単なる外国に対する面目のみではなく、すでに時代は推移して廢娼案の国会を通過したる(中略)。有害無益なる公娼を廢止して、極力絶娼に全力を傾倒し、私娼取締法を厳にして、私娼撲滅に邁進するこそ時代の要求であり、人道上斯くあるべき当然の帰結でありますまいか。⁴⁵

42 例えば、第12回大会(1931年)での政治法律部委員長としての錦織の提案など。(『婦人』第8巻10号、1931年10月、7-9頁)

43 錦織久良子「女性展望台より 私生子認知の訴訟」(『婦人』第11巻11号、1934年11月、22頁)

44 錦織久良子「女性展望台より 新良妻賢母主義」(『婦人』第12巻1号、1935年1月、40頁)

45 錦織久良子「女性展望台より 目睫の間に迫る廢娼令と廢娼問題」(『婦人』第11巻10号、

また、このような課題を解決するためには、女性が家庭だけに目を向けているのではなく、女性自身もまた自覚的に政治的問題に関心を持つべきであると訴える。

参政権運動、平和運動等については目下のところかんばしい報告が出来ないからである。一体今日の日本婦人をこの展望台から眺望すると、一部は別として全体的に婦人自らの地位を向上すべき自覚に到達してゐないことである。(中略) 自分の着てゐる綿紗の羽織に織物消費税のかゝつてゐることも、税金をなめてゐるやうな砂糖消費税のかゝつてゐることも知らず、瓦斯、水道、衛生、道路、さては子供の学校のことも、これ皆市町村の政治と密接なる関係あることを説いて公民権獲得に言及しても、公民権となるとさてそれは家庭婦人の関与すべきことにあらずと思惟するのである。⁴⁶

以上のように、錦織は家庭における妻と夫の権利の平等、また貞操観の平等を掲げ⁴⁷、民法改正の実現はもとより、女性自身の意識の改革も必要であると訴えた。

銃後の婦人の義務

錦織の主張の二点目は、戦時体制下における銃後の婦人の義務の推奨である。

錦織の取り組みを軸に、全関西大会の変化の様子を年代順に確認したい。1930年までは大日本連合婦人会との協力関係に対して、「天下り式の、恰も婦人の奴隷時代と再現するやうな組織に反対」であり、「婦人の自主的、自治的立場を危くするもの」であり、「いはゆる文部省が唱導する所の家庭教育、家庭改善に止」まるものであるゆえ、「全関西婦人連合会（中略）は大日本婦人連合会（ママ）加盟せざることに決定す」る、といった官への抵抗の姿勢を見せている⁴⁸。しかし満州事

1934年10月、21-22頁)

46 錦織久良子「女性展望台より 外国に紹介される日本の婦人運動、二つの母性愛」(『婦人』第12巻2号、1935年2月、10-11頁)

47 錦織自身は20代の頃、特に父親の女性関係に起因する家庭内の不和への悩みからキリスト教信仰に導かれた経験を持つが、その錦織自身の原体験に動機付けられた延長線上にある取り組みと言えらる。前掲拙論「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の廢娼論」37-69頁等参照。

48 『婦人』第8巻3号、1931年3月、8頁

変の起こった1931年を境に、全関西の戦時体制への賛同の姿勢が明確になる⁴⁹。この年の第12回大会では、日本の出兵について「出兵は決して領土的野心なく、単に権益擁護と在留邦人保護のため」⁵⁰であり、「満州事変は戦争でなく、紛争に過ぎない、この紛争が不戦条約に抵触するものではない」⁵¹と国際部から説明される。そうとはいえ、この第12回大会の初めには「会歌合唱」⁵²が実施されるが、さらに後の大会には行われたような宮城遥拝はまだ執り行われておらず、政治法律部委員長の錦織から「法令に規定された男女差別待遇の撤廃に関する件と女子及び子供保護に関する法律について」⁵³提案がなされるなど、全関西が女性を取り巻く課題を扱うことのできた比較的穏やかな時代であったとも言える。翌1932年の大会では、この会歌に代わり国歌が歌われるようになってくる⁵⁴。

1932年はさらに、戦時体制の色合いが強くなる。1932年2月には婦選デーが実施され、全関西でも女性の「公民権、結社権、参政権に関する請願書五十万枚を全国に発送」⁵⁵するなど多忙な様子が『婦人』で報告される一方で、錦織が司会を務めた10月の全関西第13回大会では国歌斉唱が行われ、「建設事業の一基を、婦人の手によつて樹立されんとする諸姉の努力は、重大かつ有意義」⁵⁶と語られる。また、それまでの全関西では女性を中心となってプログラムが執り行われていたことに対し、この年の大会では、「後援者側を代表して大阪朝日新聞社編集局長高原操氏」や「ハルビン事務局長近藤義晴氏」などの男性の登壇者の姿も目立ち、代読とはいえ総理大臣齋藤實からの言葉も語られる。また、満州へ日本側から代表の女性たちを派遣する提案に対して、錦織も熱心に賛成した様子が記録されている⁵⁷。日満婦人連合会後の満州婦人使節交歓会では、錦織は女性の代表の一人として、満州から来日した女性たち数名を引率して、歓待のために朝日新聞社長宅の訪問を行ってい

49 石月は1932年から41年までを非常時体制として区分している。(石月・大阪女性史研究会編、前掲書、45-49頁)

50 『婦人』第8巻11号、1931年11月、6頁

51 同上、12頁

52 同上、3頁

53 同上、7頁

54 また1931年には、全関西主催の第3回全日本婦人経済大会も行われており、ここでも錦織は司会を務めている。(同上、14頁)

55 『婦人』第9巻2号、1932年2月、11頁

56 『婦人』第9巻11号、1932年11月、5頁

57 同上、7頁

る⁵⁸。

1933年の2月には、錦織の司会によって「都市清掃研究座談会」にて大阪の塵芥問題が扱われる⁵⁹。錦織は、清掃運動は「婦人の義務」⁶⁰と述べるが、大阪市の「保険部長安達将総」「清掃課森本頼平」「清掃係主任兼清掃主事山崎豊」等々、男性発言者の姿が目立ち、家庭の領域を取り扱う座談会であるが、そこには、男性が語り、女性が聞く、という構図が見られる。

1933年11月の第14回全関西大会には錦織の司会のもと、「朝香宮妃殿下薨去につき全員一同起立し一分間黙祷」⁶¹を行い、天皇家との結びつきを強める様子が見られ、「非常時日本の女性、東洋平和維持の大使命を負うて奮闘せる日本帝国の女性としての尊き責務を遂行」「足並揃へて勇ましく進まん」⁶²といった軍国主義の精神を駆り立てるような言葉が並ぶ。議題には「非常時経済について婦人の立場を如何にすべきか」「日満夫人が協力して実現すべき文化的運動と事業について」といった時局を感じさせる内容に並んで、「家事審判所設置の運動について」や「婦人と子どもに関する民法改正を促進せしむる方法について」といった、これまでのような子供や女性の権利獲得のための議題もまだみられる点から、女性の権利についての扱いが大会において皆無となったということではまだない⁶³。

1934年の第15回全関西については、司会者の記録はないが、錦織は関西風水害について「婦人の立場より災禍後の新生活を如何に建設すべきか」の提案を出している⁶⁴。

1935年7月には、「如何にして清掃運動を普及徹底せしむべきか」の議題で全関西が近畿婦人清掃運動協議会を開催し、「わが国における台所塵芥整理問題を婦人の手で解決すべく協力一致努力の意気込み」⁶⁵の言葉からは、家庭内での女性の役割を強調する方向性が見られ、錦織もこれに参加している。

1935年の第16回全関西では、錦織は引き続き大会の司会者かつ政治法律部の委員長である。錦織が担当する「政治法律方面」の議題には、「如何にして婦人に政

58 『婦人』第9巻12号、1932年12月、8頁

59 『婦人』第10巻3号、1933年3月、14-18頁

60 同上、14頁

61 『婦人』第10巻11号、1933年11月、3頁

62 同上、2頁

63 同上、3頁

64 『婦人』第11巻11号、1934年11月、12頁；『大阪朝日新聞』1934年11月7日朝刊、11頁

65 『婦人』第12巻7号、1935年7月、36-37頁

治教育を徹底せしむべきか」「母性保護法の制定について」「家事調停法について」と記録され⁶⁶、女性に関する項目も見られるものの、「衣食住の合理化」「日用品の単純化」「国産愛用」⁶⁷といった家庭内での女性の役割を強調する言葉が並ぶ。そのような中でも、ここ3年は日満、非常時、関西風水害のことで忙しかったが、今年は、「ほんたうに落ついて婦人本来の根本問題を協議したい」⁶⁸として、錦織は民法改正への意欲を見せている。かねてから女性が政治に関心を持つことの必要性を訴えていた錦織であったが、この大会においても、選挙肅正について、「婦人に政治教育を徹底せしむべき」⁶⁹と述べ、さらに母性保護法、家事調停法⁷⁰について発言している。

1936年には、全関西が共同主催となった選挙肅正婦人大会⁷¹が執り行われ、錦織も閉会の挨拶を述べている⁷²。「朝日新聞副社長下村宏」「大阪毎日新聞主筆高石眞五郎」が講演者であり、男性が語り手、女性が聴き手という構図がここにもある⁷³。この大会では、「伊勢神宮ならびに宮城を遥拝、国旗に敬礼、君が代を斉唱」「憲法発布勅語を奉読」など、軍国主義の色合いがより濃厚になる⁷⁴。ここでは、「内助の功」「婦人の立場より選挙の宿弊を矯正する」⁷⁵との呼びかけを多用しながら、選挙権のない女性であっても、肅正選挙のためにピラを撒く行動や、選挙にいきましょうと男性に呼びかけることによって政治に参加し、よき国民として、また男子の協力者としての義務を果たせるのだ、という、男性を支えることを通して国を支えるとの論理が示される。

1936年は第17回全関西が開催され、錦織は例年と同じく司会を務めている⁷⁶。大会では、「母子扶助法を制定」「民法改正促進」「人事調停法制定」⁷⁷が議題としてま

66 『婦人』第12巻11号、1935年11月、2頁

67 同上

68 同上、4頁

69 同上、7頁

70 同上、8頁

71 『大阪朝日新聞』1936年2月16日朝刊、14頁

72 『婦人』第13巻3号、1936年3月、11頁

73 同上

74 同上、10-11頁

75 同上

76 『婦人』第13巻11号、1936年11月、23頁

77 同上、22頁

だ挙げられているが、大会全体はかつての様相からは大きく変化している。大阪朝日新聞「編集局長原田譲二」の挨拶では、「主婦たる皆様に家庭の再検討を願はねばなりません（中略）家庭をかへりみて充実しておいてから男子同様の様々な権利なども要求すべき」⁷⁸と語られ、それに対する女性側からの応答は記録されていない。一方で錦織は政治法律部委員長として、「婦人の力を自治制の上に反映させる」⁷⁹と述べ、さらに街の美化の目的は、美化そのものではないこと、女性の力を政治に反映させるべきであること、民法改正も20年になるのだからそろそろ建議案を出すべきこと等を訴えている。大会を覆う雰囲気は戦時体制の中にあるが、錦織自身は母子扶助法の建議案を主張し、民法改正についてなお取り組む姿勢を見せている。同年、『婦人』誌上でも、錦織は民法改正に結果が見られないことに対して、次のように苦言を呈している。

女性の問題は毎年議会に提出されてゐるのに、いつも有耶無耶に果敢ない終りをつけてしまつてゐます。今度も女性に関する問題としては母子扶助法案、家事調停法案などが提出されることと思ひますが、これについても出来るだけの努力を払つていただきたいと思ひます。（中略）女性に関する法案を早くパスさせてほしいものです。一日も早く民法が改正されて家庭裁判所の出来ることを待ち望んでゐます。⁸⁰

1937年の第18回全関西大会は、非常時大会と呼ばれ⁸¹、この大会以降は、錦織の司会により、皇居、伊勢神宮遙拝、君が代斉唱が大会冒頭に行われるようになる。また議題は、支那事変の一線にいる各司令官宛に「感謝と激励の打電を行ふ」こと、「体位の向上」「銃後の奉仕」「堅忍持久の精神の涵養」「日本精神の發揚」「非常時經濟政策への婦人の協力」⁸²といった非常時体制の言葉が並び、その前の数年間ではわずかながらもみられた錦織の民法改正に関する議題の記録は、ついにみられなくなる。

78 『婦人』第13巻11号、24-25頁

79 同上、36頁

80 錦織久良子「女性問題同情者」（『婦人』第13巻2号、1936年2月、12頁）

81 『大阪朝日新聞』1937年10月26日夕刊、2頁

82 同上

1938年の第19回全関西大会も続いて「非常時連合大会」⁸³と呼ばれ、この大会でも、錦織の司会によって、大会の冒頭に「皇居、伊勢神宮を遥拝、皇軍将士への黙祷、国歌合唱」⁸⁴が行われる。「集団訓練」や「銃後の家庭生活刷新」⁸⁵などについて「熱心な協議」が行われ、「生駒山道場における心身鍛錬や檀原神宮における勤労奉仕」⁸⁶がプログラムとして実施される。

1939年の第20回全関西大会⁸⁷も、前大会に引き続き非常時連合大会である。それまでの大会同様、錦織の司会によって、「宮城遥拝、皇軍将士と英霊に黙祷、国歌斉唱」⁸⁸が会の冒頭に執り行われる。3年ぶりに記録される錦織の発言の内容は、「優生学を基礎としたる結婚」⁸⁹である。また、大会全体の議題は「新東亜建設のためにわれ〜婦人はいかに協力奮励すべきか」⁹⁰であり、議事は1日目のみで、2日目と3日目は生駒山道場での心身鍛錬となっている。

1940年には、「国家総力戦に若き女性の参加促進懇談会」が開催され、錦織も参加している。「有閑令嬢は銃後の恥です」として、「みんな職場へ出て働きましょう」⁹¹と呼びかけられる。

1940年の第21回全関西大会⁹²も非常時大会であり、錦織の司会によって、大会の冒頭に「檀原神宮に参拝」「清浄森厳の気漲る神域に“婦人報国”を祈念」「遥拝、黙祷、国家斉唱」が執り行われ、議事では、「大東亜新秩序建設に協力奮励すべき方面と方法について」⁹³が扱われている。

1941年の第22回全関西非常時大会⁹⁴は、記録に残る最後の大会となる。錦織の司会により、「厳粛な国民儀礼、国歌斉唱」が執り行われ、「高度国防国家体制婦人

83 『大阪朝日新聞』1938年11月3日朝刊、11頁

84 『大阪朝日新聞』1938年11月3日夕刊、2頁

85 同上

86 同上

87 『大阪朝日新聞』1939年11月2日朝刊、5頁；『大阪朝日新聞』1939年11月3日夕刊、2頁；『大阪朝日新聞』1939年11月4日朝刊、9頁

88 『大阪朝日新聞』1939年11月3日夕刊、2頁

89 同上

90 同上

91 『大阪朝日新聞』1940年7月2日朝刊、5頁

92 『大阪朝日新聞』1940年11月10日朝刊、7頁

93 『大阪朝日新聞』1940年11月11日夕刊、2頁

94 『大阪朝日新聞』1941年11月13日朝刊、3頁

の立場よりなすべき事柄について」⁹⁵説明がなされている。その他、「日本古来の家庭精神の再擁護の必要」として、「女は一生襷かけで働け」「婦人は果して男子よりも従◇⁹⁶であるか」「日本精神はまづ家庭の日常から」「真の日本精神は母乳を通して据ゑつけねば」⁹⁷との主張が記録されている。

以上、大会内容の概観及び全関西が主催した戦時体制下の諸大会の概観からは、年を追うごとに通常の議事が短縮され、非常時を意識したプログラム内容に移行していく様子がわかる。錦織が大会に関わり始めた1929年頃、大会は民法改正、特に家庭における妻と子供の権利を中心に民法改正に取り組んでいた。また1930年には官製のな大日本婦人会との協力を拒絶するなど、全関西独自の路線を貫く姿勢があった。しかし1931年を分岐点として、大会において民法改正は中心的に取り扱われているものの、日本兵の中国への出兵を正当化し、優生学的結婚の勧めをするなど、軍国主義への同調が見られる。それ以降、全関西主催の諸大会では、それまでの女性による女性のための大会であったものから、男性が指導的立場として語り、女性は家庭の領域（銃後）での従属的立場として聞く、という構図が際立つようになる。1933年以降は、それまでの民法改正に代わって塵芥問題が中心的に扱われるようになり、一層、家庭内における女性の役割が強調される。1937年以降は非常時大会との名称で、皇居・伊勢神宮遥拝、国家斉唱が大会冒頭に執り行われるようになり、銃後の婦人としての自覚をさらに鼓舞する内容となる。1939年以降は、大会の一部として生駒山道場での心身鍛錬のプログラムが取り入れられるようになり、議事はほとんど見られなくなる。以上のように、全関西の1931年を分岐点とした軍国主義傾向は、全関西の大会議事、機関誌『婦人』、また関連の諸会等からも明らかである。

塵芥清掃問題の取り組みの意図

上記において、戦時体制の中で、1931年以降の大会が特に大きく変化していった様子を確認した。戦時体制下の全関西での錦織の中心的発題の一つは、1933年ごろから登場する塵芥清掃運動である。錦織自身はどのような意図を持って、塵芥清掃運動に取り組んでいたのだろうか。

『婦人』において、錦織は塵芥清掃問題について次のように語っている。

95 『大阪朝日新聞』1941年11月13日夕刊、2頁

96 「従順」か？

97 『大阪朝日新聞』1941年11月13日朝刊、3頁

本連合婦人会も昨年二月から、塵芥清掃運動を起して「公民権は無くとも市の公民として主婦でなければ出来ない塵芥減量運動に力を尽さう」と申合せ（中略）関西の母性がそゝぐこの温かい心、永遠に諸子の血となり、やがて祖国を背負うて起つ良き国民となるべく健やかに――生立つてくれ!!⁹⁸

この塵芥運動の取り組みは、それまでの錦織が取り組んできた民法改正に比較すると、異なる点がある。第一に、取り組みの視点の先が、政治の領域から家庭領域に転換している点である。もともと民法改正の取り組みも、家庭における妻と夫の権利の平等を目指すものであったので家庭と無関係だとは言えないものの、それを民法という政治領域を通して実現しようとするものであった。しかし、塵芥問題においては、主婦が直接的に家庭内において可能な範囲で実行しようと呼びかける点で、家庭内に限定された運動であると言える。

第二に、男性と女性の関係性の捉え方が異なる。以前には、「全関西婦人連合会としては来議会ではまづ婦人公民権を是非とも闘ひとり」⁹⁹として、男性を敵として女性同士が協働する、という女性対男性の構造があった。しかし、塵芥運動においては、男女に平等な権利を求める、という対等なジェンダー関係への主張は影を潜め、男性が社会の先頭に立ち、女性は家庭での塵芥問題を通して家庭から社会を助ける、という社会の補助的な存在として女性が捉えられている。

このように、それまでの民法改正中心の取り組みに比較すると、大きな転向にも見える塵芥清掃問題であるが、1933年10月『婦人』での「婦選運動よ何処へ行く?」¹⁰⁰の執筆では、錦織自身はどのような意図を持ってこの塵芥清掃運動に取り組んでいたのかを読み取ることができる。

我々は（中略）一時方向を転換して「婦人の実力を先づ自治制の上に反映せしむる方法」を考慮して、男性支配の自治制のみが至上なものではないことを、男子に自覚せしめ、永年男子が家庭、社会、国家における婦人の地位について誤つた考へを抱いてをつたことを矯正し、真の正義に本づいた社会を建設する一方法として、婦人の政治的解放を痛感せしむる必要が

98 錦織久良子「女性展望台より 塵芥半減運動、街頭募金風景、農村と共同炊事場」（『婦人』第11巻12号、1934年12月、12頁、14頁）

99 『大阪朝日新聞』1931年3月25日朝刊、5頁

100 錦織久良子「婦選運動よ何処へ行く?」（『婦人』第10巻10号、1933年10月、12-13頁）

ありはしまいか。この点については、我が全関西婦人連合会ではつとにそこに着眼して、本年四月から大阪市の塵芥清掃運動なるものを起こした（中略）。こゝに、公民権のない婦人の登場する必要を痛感した我が全関西婦人連合会は、即ち各家庭の婦人に呼びかけて、塵芥減量作戦を始めることゝなつた（中略）。我々婦人は、公民権は与へられてゐないけれども、市の公民である以上、これが責任を痛感してこの運動に着手したのである。（中略）我々はかくの如くして、婦人も自治制の上に実力を反映せしむる方法が考究せられなければならないことを痛感する。（中略）婦人の実力を男子に認識せしめ、我国古来の良妻賢母の伝統と婦人の政治的解放とに矛盾する所ありと漠然に考ふる我国の識者に反省を促し、（中略）男子に対抗する被圧迫者としての婦人の政治運動と解釈されるとの誤解を解き、婦選は政治の総てにおける「最後の切札」であることを自覚せしむるならば、その効やまた甚大といはなければならない。（中略）今は迂遠であるが、（中略）地熱が地殻の一角を破つて、一大噴火山として爆発する時がある。その時こそは、我等が数十年間待望したる婦選の世であり、真の普選の時代である¹⁰¹

ここには、錦織にとって塵芥清掃問題の解決はそのものが目的ではなくあくまでも手段であり、たとえその方法が遠回りであったとしても、塵芥清掃問題への取り組みを通して男性が社会における女性の存在意義を認め、女性に市民権が必要であると確信させることを目指す旨が明記されている。錦織自身が大阪市清掃運動研究座談会で、「この实际的運動に成功して早く公民権を得たい」¹⁰²と発言していることでも明らかだろう。つまり、従来の方法では民法改正は難しい。それならば、まずは女性の塵芥清掃への取り組みによって一人前の国民としての女性の社会における存在意義を認めてもらい、ひいては市民権を獲得する、という道筋である。それまで同様に最終的には民法改正を願っているものの、その道のりがあまりに遠いがゆえに、まずは、具体的な生活改善に直結し、金銭的に可視化されやすく、さらに女性も取り組みやすい塵芥問題を手段として用いる、ということなのだろう。錦織がこの塵芥問題にかける心意気は、5箇所講演を行った¹⁰³という精神的な取り組み

101 錦織久良子「婦選運動よ何処へ行く?」（『婦人』第10巻10号、1933年10月、12-13頁）

102 『婦人』第10巻3号、1933年3月、16頁

103 『婦人』第10巻4号、1933年4月、9頁

にも表れている。

以上、女性を家庭の領域にとどめようとした全関西の塵芥問題の取り組みの中にながらも、錦織にとっての最終目的は塵芥問題そのものではなく、家庭における女性の権利を確保するための民法改正にあったと考えられる。

4. 錦織にとっての神礼拝と天皇礼拝

第二次世界大戦下において、多くの日本のキリスト者また教会が天皇制を正当化してきたことは、諸研究によって明らかにされている¹⁰⁴。一方で、そのような天皇制に警鐘を鳴らし、明確な反対の姿勢を示した柏木義円のようなキリスト者がいたことも事実である。しかし錦織はそのようなキリスト者ではなかった。1931年以降は特に軍国主義に順応していく全関西を錦織は活動拠点とし、1937年以降は、錦織自身は司会者として自ら大会の冒頭に宮城遥拝と国歌斉唱を執り行う。かつては「神の愛と弱者に対する慰めと罪の赦しと真の救いと斯うした人生の光明」を見出し、「神は無意味に事をなさないすべては神の深い御聖旨に出でたものといふ絶対信頼の念も加はつて、逆境に恩寵を感じ悲哀に感謝の出来得る美しい信仰神の愛と弱者に対する慰めと罪の赦しと真の救いと斯うした人生の光明」¹⁰⁵の喜びや、「真の救はエスキリストにあるのだ」¹⁰⁶との確信を『婦人新報』に記し、『基督教世界』では「神なしと 君なほ言ふや こゝに来て見よ 南海の夕ばえの空」「聖手こゝに 彼処に雲よ 陽のいろよ 詩篇十九を 誦して讃ふる」¹⁰⁷として神の創造の御業と救いのキリストの誕生の喜びを歌った錦織¹⁰⁸にとって、なぜ神への礼拝と天皇への礼拝が両立し得たのだろうか？

この頃の錦織の信仰観の一端を示す執筆が『婦人』にある。

子供の宗教々育などは、ひもじい時に飯を食べさせたやうに効果がてき面

104 例えば、次の文献を参照。塚田理『象徴天皇とキリスト教』新教出版社、1990年；松谷好明『キリスト者への問い』一麦出版社、2018年；「教会と政治」フォーラム編『キリスト者から見る〈天皇代替わり〉』いのちのことは社、2019年

105 錦織くら子「どくろの告白」（『婦人新報』244号、1917年11月、24-25頁）

106 同上、28頁

107 北見くら子「南海の夕」（『基督教世界』1767号、1917年8月16日、8頁）

108 前掲拙論「『基督教世界』における錦織久良—宗教文芸家から銃後の婦人へ」参照。

に現はれるものではない。それが平時においては現はれずとも、一朝事にぶつかった時、以上のやうな信念は強い「力」となつて現はれてくる。(中略)では、どういふ方法を以て我々母は家庭において宗教々育をしたら良いか？(中略)子供の宗教的行事について敬虔な態度を持たすべきである。例へば祭礼とか、朝の御仏前のおつとめ、法事、盆、礼拝、神棚への燈明、葬式等の如き宗教的行事については、敬虔な態度を持たしめねばならぬ。総じて子供の宗教々育は先づ形式より入るが近道である。¹⁰⁹

キリスト教以外の一般の女性たちを読者とする『婦人』への執筆であるため、「祭礼とか、朝の御仏前のおつとめ、法事、盆、礼拝、神棚への燈明」といった諸宗教を挙げることは読者対象を考慮する上で必然であったとしても、「子供の宗教々育は先づ形式より入るが近道」と断言する視点は、かつて錦織が『婦人新報』などに綴つたやうなイエスの救いに歓喜した¹¹⁰信仰の姿勢とは重なりにくい。また、日曜学校教案誌には、イエスの復活について、「幼児には肉体の復活はすなほに信ぜられる時代であるから、大人のように必ずしも『肉に死して靈に甦へる』との意味に取らずとも肉体の復活其物を信じて、死んでも再び墓の中から生き返つて来ると万一信じても決して差支へはない」¹¹¹とも述べている。これらから読み取れる錦織の宗教観は、宗教を道德倫理の一つとして捉え、キリスト教も道德倫理として有益であることを示そうとしているように思われる。その姿勢が、連合大会での宮城遥拝や生駒山での修養を受け入れることのできたことにも引き継がれていくのかもしれない。

錦織の活動拠点であった組合教会と全関西の両方において、明らかな天皇崇拜の傾向があった。錦織がキリスト教文芸の主な活動の舞台とした『基督教世界』は、天皇制を支持する文章が並び¹¹²、錦織自身も天皇を賛美する歌を詠っている。また錦織が婦人運動の主な活動の舞台とした全関西も、当初から天皇制との結びつきを強く持った団体であったことは先行研究で指摘されているとおりで¹¹³。1939年

109 錦織久良子「家庭に於ける子供の宗教教育(文部省の宗教教育案)」(『婦人』第12巻12号、1935年12月、6頁)

110 例へば、錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』244号、1917年11月、28頁)。

111 錦織久良『国際日曜学校級別教案』1929年4月、146頁

112 前掲拙論「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の娼婦論」37-69頁、および『基督教世界』における錦織久良—宗教文芸家から銃後の婦人へ—参照。

113 藤目、前掲論文、112頁。他には、「全婦はその象徴的存在であつて、日本の婦選運動そのものが、天皇制「国民」国家の枠組みから決してみだすことはなかつた(中略)「愛国」や「国

以降、全関西の大会の一部として行われた生駒山道場での心身鍛錬の集いには、司会者であった錦織も参加したことだろう。この二つの団体に身を置き、それを生活の中心としていた錦織には、それがあまりにも当然のことで、天皇を崇拝することとキリスト教の神礼拝との間に違和感や矛盾は感じられなかったのかもしれない。

以上の錦織と全関西の関係から、次のことが言える。錦織は、共立女子神学校在学時代の20代の頃から矯風会機関誌『婦人新報』に廃娼問題をテーマとした小説「髑髏の告白」を連載するなど、家庭内における妻と夫の権利の平等に関心を持っていた。30代は結婚、育児、夫のアメリカ留学の期間は愛染園での住み込み、リウマチの闘病など、私生活においても多忙であり、またキリスト教関係の執筆は『基督教世界』を中心に行われていたが、その一方では、覚醒婦人協会に入会し、全関西の大会に出席、また廃娼大会で演説するなど、婦人運動への関心は継続していた。40代になると同時に、全関西の中心的な役割を果たすようになる。錦織の全関西との関わりは、その20代からの関心の連続線上にあるものだろう。体制内と言われる全関西であるが、錦織が積極的に活動に加わるようになった1930年頃は、全関西の主な議題は、女性の公民権獲得であり、女性たちが対男性、対官制に向けて積極的に、また大胆に発言をすることができた時代であった。1930年代初頭の数年間、錦織はこのような全関西の中で政治法律部委員長として民法改正に精力的に取り組んだ。しかし、軍国主義が色濃くなり、また目指している民法改正が遅々として進まない中で、錦織は戦略を変更し、民法改正を直接的、また性急に目指すのではなく、まずは良き国民としての女性像を男性に認識してもらうことを通して、社会における女性の権利獲得に繋げようとする作戦に変更した。それでもなお1930年代半ばまでは、錦織は執筆の上では民法改正の必要を訴え続けた。しかし、1930年代後半になり、全関西が非常時大会と呼ばれ、宮城遥拝や国歌斉唱が行われるようになる頃には、錦織が婦人運動の執筆の中心の場としていた『婦人』は終刊となり、婦人問題について発言する機会もなくなった。しかし『基督教世界』では、銃後の女性の役割や北支伝道など、時局に沿ったものや思い出の随筆などに混じって、母と子の法律についても寄稿していること、さらには矯風会大阪支部においても法律部長を務め、1937年の矯風会文書には「政治は生活なり」として、「婦人よ目醒めよ政治に」と呼びかけていることから¹¹⁴、錦織の民法改正への意欲が

権」意識が下支えとなって女性の政治的権利参与の要求がなされていった」（鈴木編、前掲書、28頁）。

114 婦人矯風会大阪支部『歩み：大阪婦人ホーム三十年史』婦人矯風会大阪支部、昭和12年、

完全に失われたのではないことが分かる。

1941年以降の戦中と戦後、そして1949年の錦織の死去に至るまで、錦織による執筆は、キリスト教文芸の分野においても、婦人運動の分野においても管見の限り残されておらず、錦織自身が自らの戦中の天皇崇拜、天皇擁護への姿勢をどのように受け止めていたのか、また1945年の女性の参政権獲得、さらには1946年の39名の女性衆議院議員の誕生をどのような思いで見つめていたのかを知る手立てはない。新たな資料の発見が待たれる。

結

本稿において、錦織の全関西での婦人運動の取り組みから、キリスト者としての錦織の目指した婦人運動の意義と限界を検討した。

婦人運動家としては、西日本最大の婦人連合会での中心的な役割を担い、女性たちに向けて政治に関心を持つように呼びかけ、当時の女性たちにとっては馴染みの薄い民法の内容をわかりやすく解説し、家庭における妻の権利獲得のために民法改正が必要であることを訴え続けたその執念ともいえる精力的な活動には意義があり、十分に評価されるべきである。錦織の『婦人』での最後の執筆は、1937年の「社会的には全関西婦人連合会の目標である 一、社会道徳向上運動 一、愛市運動 一、塵芥清掃 一、母子扶助法案通過 一、民法改正促進 一、家庭調停法案の実現などの達成を期したいと希つてをります」であった¹¹⁵。これこそが、錦織が当初から全関西に期待していたことだろう。

一方で、キリスト教信仰においては、錦織が司会者として指揮を執り宮城遥拝を導いたことについて、私たちは批判的な視点を持つべきであろう。錦織自身はキリスト者としての明確な自覚を持ちながらも、違和感を覚えることなく天皇を賛美し、天皇礼拝を先頭に立って執り行っていたように見える。その理由の一つは、錦織が属する組合教会も全関西も、錦織を取り巻く生活圏の全てが天皇制一色であり、それ以外の選択肢があることに、錦織は気がつくことができなかつたとも考えられる。それは錦織の限界であると同時に、現代キリスト者への警鐘でもある。

53 頁

115 錦織久良子「今年から実行したい事 今年から改めたい事」(『婦人』第14巻1号、1937年1月、5頁)

『婦人』 錦織久良 執筆一覧

発行年月日	巻号数	タイトル
1931(昭和6)年1月	8-1	尻馬はみじめ
1931(昭和6)年7月	8-7	一人でも多くの女性がこの作を
1931(昭和6)年8月	8-8	男女貞操の平等につき全日本の婦人に呼びかける
1931(昭和6)年10月	8-10	婦人のために改正すべき法律
1932(昭和7)年2月	9-2	婦人に関する民法改正案に就て 徳積重遠博士を訪ふ
1932(昭和7)年3月	9-3	婦選デー!白襪の婦人隊が各会社やビルへ乗り込み 請願書に署名を求む
1932(昭和7)年7月	9-7	民法改正 私生子問題 AとBとの対話
1933(昭和8)年4月	10-4	第六十四議会に提出された婦人と子供に関する法律案
1933(昭和8)年9月	10-9	銷夏漫筆 声のみの民法改正一家事審判所の要望
1933(昭和8)年10月	10-10	婦選運動よ何処へ行く?
1933(昭和8)年12月	10-12	婦人の眼に映ずる故村山社長の面影
1934(昭和9)年2月	11-2	女と子供に関する議会持ち腐れ案再吟味
1934(昭和9)年7月	11-7	舞鶴婦人会総会—(天の橋立に遊ぶ)
1934(昭和9)年7月	11-7	女性展望台より 国防婦人会の屑物集めと屑物業者らの陳情、英国の反女性連盟
1934(昭和9)年8月	11-8	女性展望台より一親子心中と母子扶助法案
1934(昭和9)年9月	11-9	女性展望台より 離婚裁判、農村の更生と婦人の役割
1934(昭和9)年10月	11-10	女性展望台より 目睫の間に迫る廃娼令と廃娼問題
1934(昭和9)年11月	11-11	女性展望台より 風水害と婦人の活躍、私生子認知の訴訟
1934(昭和9)年12月	11-12	女性展望台より 塵芥半減運動、街頭募金風景、農村と共同炊事場
1935(昭和10)年1月	12-1	女性展望台より 母性愛と蝗、新良妻賢母主義、女のやうな男のやうな女
1935(昭和10)年2月	12-2	女性展望台より 外国に紹介される日本の婦人運動、二つの母性愛
1935(昭和10)年3月	12-3	女性展望台より「廃娼と業者の反対運動及び廃娼後の対策」
1935(昭和10)年4月	12-4	女性展望台より 第六十七議会議案を顧みて、花嫁の無い結婚
1935(昭和10)年5月	12-5	女性展望台より 女性の純潔に対する考察、国際母の日
1935(昭和10)年6月	12-6	女性展望台より 小学校児童の万引闇街頭紙芝居の取締少年映画
1935(昭和10)年7月	12-7	女性展望台より 宮津刑務所の女囚に語る
1935(昭和10)年12月	12-12	家庭に於ける子供の宗教教育(文部省の宗教教育案)
1936(昭和11)年2月	13-2	女性問題同情者
1936(昭和11)年9月	13-9	若い女性に薦めたい書物
1937(昭和12)年1月	14-1	今年から実行したい事 今年から改めたい事

ルターにおける否定神学と「十字架の神学」

聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から

須藤英幸

はじめに

マルティン・ルター（1483-1546年）はパウロ的な信仰義認を再発見して、宗教改革の神学的端緒を開いたことはよく知られている。そればかりか、ルターは聖書そのものを信仰生活の土台に据えることによって、プロテスタント的な聖書信仰の礎を築いた。問題は、中世カトリックのどの救済論と比較してもルターの信仰義認が彼独自の再発見であったように、聖書言語に対するルター神学全体のアプローチも彼独自のものであるのかどうかである。この問題を適切に扱うには、中世を通して議論された普遍論争がまず理解されるべきだろう。なぜなら、ルターが若いときから親しみつつそれに対峙して信仰義認の再発見に至った、「新しき方途」*via moderna*の救済論はオッカムが説いた唯名論に基づくからである。簡潔に言えば、普遍論争は中世末期までにアイデアの「ラベル」としての言語理解（实在論）から個物を指し示す「記号」としての言語理解（唯名論）へ展開した。中世の伝統的な救済論である「古き方途」*via antiqua*は、实在論に立って、神の霊を受けた者が存在者として行為することを重要視し、救済の前提に愛の行為を要請した。「新しき方途」の教育を受けたルターの言語理解は、もちろん、实在論ではなく唯名論に属する。「新しき方途」は、唯名論に立って、言葉を信じることを重要視する傾向があったものの、その救済の前提になお愛の行為を要請した。信仰義認の再発見を通して、ルターは、愛の行為を救済の前提（愛したがゆえに救われる）から義認の結果（義とされたがゆえに愛する）へ転換したのである。だとすると、ルターの救済論全体は、アウグスティヌスやスコラ神学者のそれと同様にプロセスと考えられており、この救済プロセスからキリスト者の成熟過程を除外させることはできない。

そもそも聖書とは、ルターにとって、それによって神についての理解が獲得される媒介であるばかりか、それを通して信仰者が義とされて人間存在の変容が達成される神の力でもある。この神の力は、唯名論の下で理解されるならば、神に関連す

る霊的リアリティーを指し示す聖書言語が信仰を通して神の力になるのだとも言える。もしルターのプロセスとしての救済論全体に認識論的刷新である信仰義認と存在論的変容である成熟過程とが含まれるならば、彼の信仰義認の再発見において第一に信仰の対象とされた聖書言語は、キリスト者の成熟過程でどのような役割を担うのだろうか。この問題を念頭に置きつつ、本論文では、聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から、認識論に基づくルターの信仰義認（神の啓示に基礎づけられる「肯定神学」と存在論に基づく「十字架の神学」（神の秘匿に基礎づけられる「否定神学」）とから構成されるルターの総合的構造を前提にして聖書言語の役割を考えてみたい。

修道士ルターは、初めて聖書を手にした21歳の青年時代以来¹、修道生活に深く影響を受けながらも聖書そのものに滋養されてその思想形式と思想内容を集中的に学び取ったことは疑いえない。彼の神学思想は急速な深まりを呈したのであり、その結果、ルターは聖書を読み始めてから10年が経つか経たないかのうちに新設のヴィッテンベルク大学に採用されて神学を教えるようになる。ルターはそこで1513年に始まる一連の聖書講義を行った²。この聖書講義の中で、ルターは新しい義認理解を獲得するに至るのである。A・E・マクグラスによって「神の義」をめぐる「神学的突破」theological breakthrough³と呼ばれるルターの信仰義認の再発見は、特にオッカムに始まる「新しき方途」の功績義認論を神学的に乗り越える突破であった。「新しき方途」を奉ずる神学者たちは、神は「最善を尽くす人間」に対して誤りなく「恩恵」を与えることができるはずだという唯名論的主意主義の伝統に立って、働きの功績による救済論を「古き方途」を奉ずる神学者たちよりもいっそう強く主張していた⁴。これに対して、ルターは『ローマ書講義』第1-3章(1515年)の講義の中で、信仰義認を明確に主張するに至る⁵。このような神学的突破を果たし

1 ルター『ルター自伝』藤田孫太郎編訳、新教出版社、2017年、27頁

2 ヴィッテンベルク大学への就任直後から行われたルターの聖書講義を年代的に列挙すると、「第一回詩篇講義」（1513-15年）、「ローマ書講義」（1515-16年）、「ガラテヤ書講義」（1516-17年）、「ヘブル書講義」（1517-18年）、「第二回詩篇講義」（1519-21年）となる。

3 A・E・マクグラス『ルターの十字架の神学—マルティン・ルターの神学的突破』鈴木浩訳、教文館、2015年、273頁（原著：Alister E. McGrath, *Luther's Theology of the Cross: Martin Luther's Theological Breakthrough*, 2nd ed. [Oxford: Wiley-Blackwell, 1985; 2011]）

4 須藤英幸『ルターの恩恵論と「十字架の神学」—マルティン・ルターの神学的挑戦』教文館、2024年、56-58頁。ここでは、homo faciens quod in se estを「最善を尽くす人間」と訳出した。

5 須藤、前掲書、103-109頁

た結果、ルターは信仰義認を確立して、自由意志による善行の報いとしての功績救済論から恩恵による神の賜物としての信仰義認論への転換を成し遂げる⁶。さらに、1518年の『ハイデルベルク討論』第25題では、「大いに働く者が義なのではなく、働きが欠けていても、キリストを大いに信じる者こそが義なのだ」⁷と主張されており、ここでも、働きの功績による救済論が大胆かつ明晰に否定されるルターの信仰義認を確認することができる。

信仰義認が確立された時期に、ルターはドイツ神秘主義と出会う。ルターのそれとの本格的な出会いは、ヨハネス・タウラー（1300-61年）の説教集を通して達成されたと考えられており⁸、タウラーの名前は『ローマ書講義』第8章で初めて言及される。おそらくその直後に、タウラーと同じ系統に属するように思われた作者不詳のドイツ神秘神学の写本を読んで共感したルターが、それを『ドイツ神学』*Die deutsche Theologia*と題して1516年に出版している⁹。マクグラスに従って神学的突破の時期を1515年とすれば¹⁰、ルターが『ドイツ神学』を出版した1516年は、彼が神学的突破を果たした直後ということになろう。その後、ルターはドイツ神秘主義からの少なからぬ影響を受けつつ、『ヘブル書講義』（1517-18年）で「十字架の神学」*theologia crucis*という神学概念に初めて言及し、『ハイデルベルク討論』（1518年）では「隠れたる神」概念と自己否定の重要性とが主張される「十字架の神学」を明確に打ち出すのである¹¹。

ルターの「十字架の神学」は、メランヒトンによって十分に把握されることがなかったと伝わる。その理由も相俟ってか、現状から見て彼の「十字架の神学」が現代のキリスト教に正しく継承されているとは言い難い。「十字架の神学」は信仰義認と共にルター神学全体を支える中心概念であるため、その理解なくしては、ルターや宗教改革の神学、ひいてはプロテスタント主義についての十全な理解に辿り着くことができないだろう。彼の「十字架の神学」についての本格的な研究は1929年に出版されたW・V・レーヴェニヒの『ルターの十字架の神学』*Luthers Theologia*

6 須藤、前掲書、23頁

7 WA 1, 354, 29-30: Non ille iustus est qui multum operatur, Sed qui sine opere multum credit in Christum. ; 須藤、前掲書、199-200頁

8 金子晴勇『ルターとドイツ神秘主義—ヨーロッパ的靈性の「根底」学説による研究』創文社、2000年、65-74、177-179、248-250頁

9 須藤、前掲書、53-54頁

10 マクグラス、前掲書、271-273頁

11 須藤、前掲書、23、54頁

*crucis*¹²によって端緒が開かれるのだが、レーヴェニヒに比肩する包括的研究が後に続かなかった。そのため、重要な諸問題が未だ解決されないまま残されている。中でも、「十字架の神学」における本質的なアプローチであるルターの否定神学は、彼の神学全体の中で適切に規定される必要がある。若きルターが信仰義認に至る以前からディオニュシウスの否定神学に共感を覚えていたことは知られているが¹³、ルターの信仰義認では聖書における神の啓示に最大の信頼が置かれた。したがって、ルター神学全体の中で規定される否定神学と肯定神学との関係、つまり、ルターの信仰義認と「十字架の神学」との発展過程の中で否定神学と聖書言語が果たした役割が問題となる。管見によれば、この問題は依然として未解決のままである。そこで、本研究では、1515年からの数年間に展開されるルターの神学内容に注目しつつ、主に『ヘブル書講義』のテキストを扱って、第一に、ルター神学全体における否定神学を肯定神学との関係から明らかにする(1-2)。第二に、彼の否定神学の理解を基にして、ルターの「十字架の神学」の内実を聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から探求する(3-4)。このような構造の分析の結果、ルターにおける聖書言語の役割についてその輪郭が浮かび上がるものと期待される。

1. キリスト者の成熟過程と「三重の神学」および「キリスト者の三類型」

キリスト者の成熟過程をめぐるルターの議論は、信仰義認が確立した時期である1515年以降に展開される。ルターにとって成熟したキリスト者は必然的に霊的である。ここで、「霊的」という言葉を定義すれば、キリストと聖霊を通して開かれる、神と人間についての目に見えないリアリティーに関する認識とそれに基づく存在の在り方であると考えられ、それゆえ、霊的成熟を定義すれば、信仰によって義とされた者が、義認を基礎にして、神と人間についての目に見えないリアリティーに関する認識を通して存在論的に成長すること、すなわち、心の最奥部において平安に満ちた人間に変容されることだと考えられる。このような霊的成熟をめぐるルターの議論は、肯定神学と否定神学が扱われる『ヘブル書講義』(1517-18年)第4章の中に登場する。それを見る前に、第5章において「神のことば」との関連から

12 Walther von Loewenich, *Luthers Theologia crucis* (München: Kaiser, 1929; 1954). 邦訳に、ウォルテル・フォン・レーヴェニヒ『ルターの十字架の神学』(岸千年訳、グロリア出版、1979年)がある。

13 金子晴勇「ルターの中世神秘主義の伝統」(『聖学院大学論叢』9(1)、1996年、15-51頁、特に22頁)

論じられる、キリスト者の成熟過程に対応した「三重の神学」について引用したい。

ここで、使徒は、完全にされた人々の下で〔用いられる〕¹⁴ 神のことば *sermones Dei* と、歩み始めた人々の下で〔用いられる〕神のことばと、そのため不可避的に、前進する人々の下で〔用いられる〕神のことばとを明確に区別する。この相違は、上でも言及された、かの三重の神学 *triplex theologia* に従うことを他にしては容易に理解されない。すなわち、それは象徴 *symbolica* [神学]、固有 *propria* [神学]、神秘 *mystica* [神学] であり、あるいは、知覚的 *sensualis* [神学]、理性的 *rationalis* [神学]、霊的 *spiritualis* [神学] と呼ばれる。ディオニュシウスは最後の〔神秘神学〕を *ἄλογος* と、つまり、「理法に欠けるもの」と呼ぶ。すなわち、〔神秘神学〕は言葉 *verbum* や理性 *ratio* によってではなく、経験 *experientia* のみによって伝達されたり把握されたりすることができるからである。¹⁵

(*Commentariolus in epistolam divi Pauli Apostoli ad Hebreos* 5.12)

ここでは、キリスト者が便宜的に初歩者・途上者・完成者という三類型に分類され、それぞれに対応する「神のことば」についての神学が、「象徴神学」「固有神学」「神秘神学」、あるいは、「知覚的神学」「理性的神学」「霊的神学」に分類される。したがって、ルターがここで関心を持つ議論内容は無信仰者から信仰者に至る回心構造なのではなく、キリスト者の成熟過程をめぐる神学なのだと言明しなければならない。なぜなら、『ローマ書講義』以前に論じられるルターの間人学的分類の中には、「感覚的な人」が無信仰者に、また「霊的な人」が信仰者に割り振られる場合があり、それゆえ、ここでの議論が同様な分類として読み込まれてしまう可能性があるからだ。『ヘブル書講義』では、象徴神学／知覚的神学が「言葉」によって、また神秘

14 引用文の〔〕は筆者の補足を示し、[] は各種代名詞の指示内容を示す。邦訳はすべて筆者による。また、標準的でない綴りのラテン語単語は標準的な綴りに直して[]で表記する。

15 WA 57, 179, 5-11: *Sermones Dei Apostolus hic manifeste distinguit in perfectos [et] incipientes, quare et necessario in proficientes. Que differentia non facilius intelligitur quam iuxta triplicem illam theologiam superius quoque commemoratam, scil. symbolicam, propriam, mysticam, seu sic: sensualem, rationalem, spiritualem. Quam ultimam Dionisius vocat ἄλογον i. e. irrationalem, scil. quod nec verbo nec ratione tradi aut capi potest, sed sola experientia.* 以下、*Commentariolus in epistolam divi Pauli Apostoli ad Hebreos* を *Commentariolus ad Hebreos* と略す。

神学／靈的神学が「経験」によって伝達されうるものとされ、どちらもキリスト者の成熟過程には欠かせない神学領域と見なされている。

それぞれの神学内容は、次のように考えられうる。第一に、象徴神学／知覚的神学は広い意味での「神のことば」を外的な言語記号として理解する神学である。『ヘブル書講義』5.9では「人間キリストは救済 *salus* が媒介される原因 *causa* である。それは、記号／しるし *signum* が理解することと愛することとの原因なのだと習慣的に言われる通りである」¹⁶と説明され、さらに、「[父なる神の誘導] によって、[人々] はキリストの啓示 *revela[t]io Christi* を通して誘導され、信仰を通して〔キリストに〕固着し、その限りで救われるのだ」¹⁷と主張される。したがって、象徴神学／知覚的神学は外的な「記号／しるし」としての「キリストの啓示」に基礎が置かれつつ、「人間キリスト」を救済の原因と見なす神学であり、それゆえ、福音を聞いて信じることに対応する。第二に、固有神学／理性的神学は教父たちの教えを基礎に「神のことば」を理性によって論証する神学であり、広い意味で福音の反対者を論駁することに対応する。第三に、神秘神学／靈的神学は「神のことば」を内的なキリスト経験として靈的に把握する神学であり、言葉や理性を越えた経験を媒介にしてキリストとの一致をめざすことに対応する。

2. ルターの否定神学と「靈的人間」の「内側からの平安」

以上の神学の三区分に対応して、『ヘブル書講義』第4章では、キリスト者の三類型が初歩者・途上者・完成者として説明された。一方、キリスト者の人間学的三重構造として「知覚的人間」*sensualis homo*、「理性的人間」*ra[t]ionalis homo*、「靈的人間」*spiritualis homo* が考えられており、そのうち「靈的人間」について次のように説明される。

第三に、靈的人間 *spiritualis homo* は、信仰の対象、つまり、御ことば *verbum* が彼に固定されたままである間は、御ことばと信仰の下で、外側から *ab extra*、すなわち、肯定的に *positive* 安息を得る。しかし、信仰と希望と愛の試練

16 WA 57, 178, 2-3: *Christus homo est causa salutis mediata (ut dicitur), quo[niam] solet signum esse causa intelligendi et amandi.*

17 WA 57, 178, 10-11: *quo per revelacionem Christi trahuntur et adherent per fidem, quotquot salvantur.*

temptationes fidei, spei et charitatis のうちに置かれるとき、[霊的人間] は(上で述べられたように) 信仰の危機 *periculum fidei* と御ことばの後退 *verbi subtrac[t]io* の下で、外側から *ab extra* 動揺を受ける。というのは、この人は、「神のことばの下で生きる」(マタイ 4:4、ルカ 4:4) 人間だからである。他方、[霊的人間] が否定的に *privative* 平安を得るとき、すなわち、信仰と御ことばによって神の本質的な働き *opus essen[t]iale Dei* に取り去られた *sublatus* とき、[霊的人間] は内側から *ab intra* 平安を得る。このことは、造られたのでない御ことば *Verbum increatum* の誕生 *nativitas* そのものである。……そして、以上の事柄から、両者それぞれの神学について、すなわち、肯定神学 *theologia affirmativa* と否定神学 *theologia negativa* についての簡潔な説明がともかくも明らかになるのだ。¹⁸ (*Commentariolus ad Hebreos* 4.4)

『ヘブル書講義』では、キリスト者の三類型である初歩者・途上者・完成者に対して、それぞれ、特有のキリスト者の人間学的三重構造、すなわち、特有の「知覚的人間」「理性的人間」「霊的人間」からの組み合わせが割り振られる。このうち、「霊的人間」における内発的平安の獲得段階が、初歩者や途上者を超えて完成者に属するキリスト者の成熟プロセスである。ただし、全体としてのキリスト者は、魂の最奥部である「霊的人間」、肯定神学を通して神の言葉を理解する「知覚的人間」、理性による論証能力を持つ「理性的人間」とから構成される。重要なのは、キリスト者の成熟過程における最終段階として「[霊的人間] が否定的に平安を得るとき、すなわち、信仰と御ことばによって神の本質的な働きに取り去られたとき、[霊的人間] は内側から平安を得る」と説明されることであり、この出来事が「造られたのでない御ことばの誕生そのもの」と主張されることだ。いったい、このプロセスはどのようなものなのだろうか。

この問題を考えるために、初めに「肯定神学」と「否定神学」の方法論が理解さ

18 WA 57, 159, 15-160, 2: Tercio spiritualis homo ab extra requiescit in verbo et fide, scil. positive, dum obiectum fidei i. e. verbum ei infixum manserit. Turbatur autem ab extra in periculo fidei (ut dictum est) et verbi subtraccione, ut fit in temptationibus fidei, spei et charitatis ; hic est enim homo, qui 'vivit in verbo Dei'. Ab intra vero quiescit, quando privative quiescit, scil. a fide et verbo sublatus in opus essenziale Dei, quod est ipsa nativitas Verbi increati, ... Et ex his patet aliquo modo utriusque theologie scil. affirmative et negative brevis declaracio.

れるべきだろう。ルターによれば、「肯定神学」とは「外側から」かつ「肯定的に」平安を得る方法であり、「否定神学」とは「内側から」かつ「否定的に」平安を得る方法である。この二つの方法が、キリスト者の人間論的三重構造にそれぞれ適応される。すなわち、(1)「知覚的人間」、(2)「理性的人間」、(3)「霊的人間」に対して、それぞれ (a)「外側からの平安」、(b)「外側からの動揺」、(c)「内側からの動揺」、(d)「内側からの平安」が生じ得ることになる。

では、「肯定神学」はどのように説明されるのだろうか。そもそも、キリスト者の成熟過程は、「知覚的人間」の「外側からの平安」で始まる。「知覚的人間」は、外的な「記号／しるし」としての「キリストの啓示」に基礎が置かれる象徴神学／知覚的神学に対応する類型であり、この最初の「外側からの平安」は「肯定神学」を通して与えられる。ここで、知覚の対象とは福音の声と考えられ、それゆえ、福音の声を喜びつつそれに同意することによって与えられる「知覚的人間」の「外側からの平安」が、「理性的人間」と「霊的人間」にも「外側からの平安」を与えることになる。この過程は、次のようにまとめられる。

肯定神学—外側からの平安

- ①「知覚的人間」の「外側からの平安」(1a) —福音の声を聞いて信じる／知覚対象を喜ぶ
- ②「理性的人間」の「外側からの平安」(2a) —理性によって福音の内容を論証する／思索対象を喜ぶ
- ③「霊的人間」の「外側からの平安」(3a) —福音が固定される／御ことばと信仰を喜ぶ

この構造より、「肯定神学」は外的な「記号／しるし」としての福音の声に起因して生じる全人的な「外側からの平安」に関連し、したがって、それは啓示が扱われる象徴神学／知覚的神学に基礎づけられていると言える。すなわち、聖書言語の理解は「肯定神学」を通して獲得されるのである。

だとしても、「肯定神学」が与えることができるのは過渡的な「外側からの平安」にすぎない。「肯定神学」が「霊的人間」にさえ平安を与えることができるにしても、「外側からの平安」だけでいつまでも十分に満たされるキリスト者は決して多くはないはずだ。それゆえ、「内側からの平安」が生まれ出ない限り、内的な不安に基づいて心の奥底に渇きや良心の恐れが生じることになる。換言すれば、「外側か

らの平安」は御ことばに固定された「霊的人間」においてさえ、「希望」と「愛」を生み出す十分な力を持ちえないのである。このように、「希望」と「愛」が「信仰」の自然的な連続体として内側から生まれ出ることがないため、「肯定神学」のみを通して愛の教えを成就することができないばかりか、成熟過程における停滞のゆえに「神の攻撃」¹⁹とも感じられてしまう神の怒りや何らかの審判を経験せざるをえない。こうして、「外側からの動揺」を受けた「霊的人間」は、自らの渇きや良心の恐れを強烈に意識することになる。この状態が「信仰と希望と愛の試練のうちに置かれるとき」なのであり、「霊的人間」において愛の実践に向きえない現実は、「信仰の危機」と「御ことばの後退」を生み出すに至る。こうして、「霊的人間」は宿命的に「外側からの動揺」を受けることになり、この「動揺」*turbat[i]o*が「理性的人間」と「知覚的人間」にも「内側からの動揺」を与えてしまう。これが「心の奥底の」*intima* 動揺であり「地獄に最も近い」*proxima inferno* 動揺であると説明される²⁰。この過程をまとめると、次のようなキリスト者の試練になる。

キリスト者の試練—信仰と希望と愛の試練

- ① 「霊的人間」の「外側からの動揺」(3b) — 希望を持っていないことと愛の実践に向きえないことを悲しむ
- ② 「理性的人間」の「内側からの動揺」(2c) — 「霊的人間」の動揺によって、地獄に最も近い動揺を受ける
- ③ 「知覚的人間」の「内側からの動揺」(1c) — 「理性的人間」の動揺によって、地獄に最も近い動揺を受ける

この構造から、「霊的人間」の「外側からの動揺」に起因する全人的な動揺は、「地獄に最も近い動揺」と説明されるほどに耐えがたい苦しみであることが分かる。

では、キリスト者はこの全人的な動揺に対して、どのように対処すべきなのだろうか。ここに、「否定神学」が要請される。「否定神学」は特に「霊的人間」に「内側からの平安」が与えられる方法であった。「肯定神学」の「外側からの平安」に関して「御ことばと信仰の下で」と説明されたのに対して、「否定神学」の「内側からの平安」に関しては「信仰と御ことばによって」と説明される。それゆえ、「肯

19 金子晴勇「ルターの神観における神秘的なるもの」(『基督教学研究』17、1997年、1-24頁、特に8頁)

20 WA 57, 159, 14-15 (*Commentariolus ad Hebraeos* 4.4).

定神学」における「御ことば」の優位性に対して、「否定神学」における「信仰」の優位性が暗示される。「外側からの動揺」を受け続ける「霊的人間」において「信仰と御ことばによって神の本質的な働きに取り去られたとき」、キリスト者には何らかの内的人間の¹変容が生じることが期待され、その結果、「内側からの平安」が与えられることになる。それが「理性的人間」と「知覚的人間」にも「内側からの平安」を与えるに至る。この過程は、次のようにまとめられる。

否定神学—内側からの平安

- ①「霊的人間」の「内側からの平安」(3c) — 内的人間の変容の結果、与えられる内側からの平安
- ②「理性的人間」の「内側からの平安」(2c) — 「霊的人間」の平安によって与えられる内側からの平安
- ③「知覚的人間」の「内側からの平安」(1c) — 「理性的人間」の平安によって与えられる内側からの平安

この構造から、「霊的人間」の「内側からの平安」は全人的な「内側からの平安」だと言える。ルターは「また、ここには、内側から ab intra の動揺がない。なぜなら、この七日目〔の安息日〕は、それによって他日に移行することが起こりうる夕暮れを所有しないからだ」²¹と述べて、「霊的人間」の「内側からの平安」がもはやどんな動揺によっても動かされることのない²最高度の平安であることを強調する。このようにして、キリスト者に霊的成熟が達成されるためには、「否定神学」のプロセス、すなわち、「十字架の神学」を生きることが要請されるのである。だとすれば、キリスト者の成熟過程である「十字架の神学」を生きることとはどのようなプロセスなのだろうか。さらに、このプロセスにおいて、聖書言語はどのような役割を果たすのだろうか。

3. 「十字架の神学」を生きる I — 「信仰の危機」の克服

これまでの議論から、肯定神学による知覚的理解と否定神学による霊的把握との相違が明らかになった。前者が外的記号を通した理解であり、後者は経験による把

21 WA 57, 159, 23–24, 2 (*Commentariolus ad Hebraeos* 4.4): Et hic non est turbacio ab intra, quia hic septimus dies non habet vesperam, qua possit transire in alium diem.

握であった。また、前者において信仰が生じ、後者において希望と愛が生じることが期待された。しかし、『ヘブル書講義』4.4で言及されたように、キリスト者が成熟過程を前進するためには、「信仰と希望と愛の試練」を経験することが要請された。この試練にあって、霊的人間は「信仰の危機」と「御ことばの後退」とによる「外からの動揺」を受けることになる。心の最奥部である霊的人間がこれら二つの危機的状況を克服するためには、肯定神学を基礎にしつつ否定神学の道を歩む必要があった。そこで、本節では、キリスト者の成熟過程における「信仰の危機」の克服を論じ、次節で「御ことばの後退」の克服を論じたい。その結果、霊的人間において「外側からの動揺」から「内側からの平安」に至る、キリスト者の霊的成熟過程が明らかにされよう。

では、ルターにとって、否定神学とはどのようなプロセスなのだろうか。『詩篇第90篇講解』（1534-1535年）の重要なテキストを引用したい。

これら〔誘惑によって生じる冒瀆的な思い〕は他の霊的な事柄 *reliqua spiritualia* と同じように知覚されること *sentiri* はできるが、経験 *experientia* によらなければ言及されることも教えられることもできない。それゆえ、偽ディオニシウスは当然のことながら嘲笑されることになる。彼は肯定神学と否定神学について執筆したのであるが、後ほど、肯定神学 *Theologia affirmativa* を定義して「神は存在である」*Deus est ens* とし、否定神学 *Theologia negativa* を「神は非存在である」*Deus est non ens* とする。しかし、もし否定神学を正しく定義しようと欲するならば、私たちはそれが聖なる十字架 *sancta Crux* と試練 *tentationes* であると定めるだろう。そこでは、確かに神は見分けられることができないのだが、それにもかかわらず、先ほど言及した、かの呻き *gemitus* が現存するのだ。²² (*Enarratio Psalmi XC 90.7*)

この引用は、50歳を過ぎたルターによって偽ディオニシウスの否定神学が批判

22 WA 40 III, 542, 31-543, 13: *Sentiri haec possunt, sicut reliqua spiritualia, dici non possunt nec sine experientia disci. Quare merito ridetur Dionysius, qui scripsit de Theologia Negativa et Affirmativa. Postea definit Theologiam affirmativam esse: Deus est ens, Negativam esse: Deus est non ens. Nos autem, si vere volumus Theologiam negativam definire, statuemus eam esse sanctam Crucem et tentationes, in quibus Deus quidem non cernitur, et tamen adest ille gemitus, de quo iam dixi.*

される有名なテキストである。ここでは、偽ディオニュシウスの「非存在」としての否定神学が批判され、その代わりに、ルターの「聖なる十字架と試練」としての否定神学が主張される。ルターの神概念は「存在」と「非存在」との対称ではなく、永遠に存在する神における、啓示の神と秘匿の神との対称、すなわち、顕れたる神と隠れたる神との対称として捉えられている。したがって、肯定神学を通して啓示の神が知覚的に理解され、否定神学を通して秘匿の神が霊的に把握されるのである。後者の隠れたる神は、「呻き」を通した「十字架と試練」の経験を通して霊的に把握されることになる。この呻きを通した「試練」から「希望」が生み出される神学を、ルターは「十字架の神学」と呼ぶ²³。このように、ルターの否定神学は「十字架の神学」として理解されるのである。

そもそも、なぜキリスト者は信仰から直接的に希望と愛を受け取ることができないのだろうか。ここで、少し希望について考えたい。一方で、「『義』とはそれによって人間が義とされるところの恩恵、すなわち、信仰・希望・愛であるところの恩恵そのものである」²⁴と説明されるように、キリスト者の生全体としての信仰・希望・愛は神の恩恵であることが暗示される。それは、キリスト者の「成熟」*perfectiora* (ヘブル6:1)、つまり「最高に善い生」*optima vita*²⁵としての希望と愛が、恩恵としての信仰に基礎づけられるからであろう。他方で、キリスト者が愛の行為を实践するためには、前提として「希望の完全な確信」*expletio spei* (ヘブル1:11)²⁶に至ることが望まれる。愛の行為が達成されるためには、「苦難 *tribulationes* を通して、忍耐 *patientia* が魂 *anima* を形象と見えるすべての事柄とから剥ぎ取って、それを目に見えない事柄への希望 *spes invisibilium* の中へ移すのだ」²⁷と説明されるように、「苦難」を通して獲得される人格的特性のごとき「忍耐」によって、希望そのものが物体的事柄への希望から霊的事柄への希望に転換される必要がある。このようにして、信仰から希望と愛が生じるキリスト者の成熟過程は、〈信仰→苦難／十字架と試練→忍耐→霊的事柄への希望→愛の実践〉と考えることができる。ここで、こ

23 須藤、前掲書、158頁

24 WA 57, 187, 7 (*Commentariolus ad Hebreos* 7.1): 'iusticia' sit ipsa gratia, qua iustificatur homo, id est fides, spes, charitas, ...

25 WA 57, 180, 19 (*Commentariolus ad Hebreos* 6.1)

26 WA 57, 181, 19 (*Commentariolus ad Hebreos* 6.1)

27 WA 57, 181, 3-5 (*Commentariolus ad Hebreos* 6.1): Patientia enim per tribulationes exiit animam a figura et rebus cunctisque visibilibus et transponit in spem invisibilium, ...

の成熟過程から「靈的事柄への希望」を省くことは許されない。なぜなら、「復活はまだ起こっておらず、実体として存在しないが、希望がそれを私たちの魂の中に持続させるのだ」²⁸と説明されるように、キリスト者が信仰内容を自分のこととして心に持続することができる可能性は、そればかりか、愛の実践を生み出すことができる可能性は、「靈的事柄への希望」に依存するからである。繰り返しになるが、このような希望は、神の恩恵ではあろうが、信仰から自然に生まれ出るわけではない。なぜなら、靈的成熟を妨げる特性が人間の心の中にこびりつくようにして存在するからである。したがって、キリスト者が希望を人格的特性のごとく確固たるものとするには、呻きを通した「苦難」、すなわち、「十字架と試練」の経験が要請されるのである。

「十字架の神学」が全面的に打ち出された1518年の『ハイデルベルク討論』で、人間のこの実状が忌憚なく論じられる。まず、第11-12題を見てみよう。

第11題 もし罪の宣告の審判がすべての働きにおいて怖れられるのでなければ、自惚れ *praesumptio* は避けられえず、真の希望 *vera spes* が現れることもない。²⁹ (*Disputatio Heidelbergae habita* 11)

第12題 [すべての働き] が死をもたらすものと人間によって怖れられるとき、その時には真に、罪 *peccata* は神の前で赦されている。³⁰ (*Disputatio Heidelbergae habita* 12)

第11題にあるように、もしキリスト者が主の御心に適ったものとして自己の働きを過度に信頼することになれば、その者には必然的に「自惚れ」、すなわち、過信が生じることになる。この過信からは「真の希望が現れることもない」。換言すれば、過信は目に見える働きに執着することによって、「信仰」から「真の希望」、すなわち、目に見えない靈的事柄への希望を生み出すことを妨げてしまう。ここに、キリスト者は成熟過程の停滞による「信仰と希望と愛の試練」を受けることになる。こ

28 WA 57, 228, 6-7 (*Commentariolus ad Hebreos* 11.1): *resurrectio nondum facta est necdum est in substantia, sed spes eam facit subsistere in anima nostra.*

29 WA 1, 354, 1-2: *Non potest vitari praesumptio nec adesse vera spes, nisi in omni opere timeatur iudicium damnationis.*

30 WA 1, 354, 3-4: *Tunc vere sunt peccata apud Deum venialia, quando timentur ab hominibus esse mortalia.*

れに対して、第12題にあるように「すべての働きが死をもたらすものと人間によって怖れられる」ならば、その人は目に見える働きに囚われた状態から目に見えない事柄である霊的世界に目が開かれ、この霊的事柄に関して神の働きのみを信頼するに至る。このようにして、その人のすべての「罪は神の前に赦されている」ことになる。

だとしても、「試練」から直ちに目に見えない「霊的事柄への希望」が生み出されるわけではない。過信がそれを妨害するからである。『ハイデルベルク討論』に付属された『命題の証明』第18題では、それが次のように説明される。

現に最善を尽くしており、善良な何らかの働きをしていると信じる者は、自分が無なる者 nihil とは断じて考えないし、自己の能力について絶望してもおらず、全くそのようにして、彼は自己の能力によって恩恵へ前進していると憶測するのだ。³¹ (*Probationes conclusionum* 18)

自己の能力と働きを過信したままの状態ならば、キリスト者は成熟過程において信仰の停滞に陥らざるをえず、心の渇きや良心の恐れを癒やそうとして、内的に動揺を抱えたままで目に見える働きにますます向かってしまうだろう。そればかりか、「自己の能力によって恩恵へ前進している」と思い込んでしまい、その結果、「試練」を克服することができない。そのため、否定神学の目標でもあり「十字架の神学」の神髄でもある「無なる者」という自己認識に到達することができない。このようにして、「霊的人間」の「外側からの動揺」において経験される「信仰の危機」とは、信仰によって義とされた者が依然として古い自己の働きを過信したままの状態であること、さらに、それによって成熟過程における信仰の前進が古い自己から抑圧を受けている状態であることになろう。したがって、否定神学による成熟過程において信仰から希望と愛を受け取るためには、「善良な何らかの働きをしていると信じる者」から「罪の宣告の審判がすべての働きにおいて怖れられる」者へ転換される必要がある。その起爆剤となるのが自己の能力と働きに「絶望」することなのである。

『ハイデルベルク討論』第18題は、まさにそのことを言い当てている。

31 WA 1, 361, 28-30: Qui autem facit quod in se est et credit se aliquid boni facere, non omnino sibi nihil videtur, nec de suis viribus desperat, imo tantum praesumit, quod ad gratiam suis viribus nititur.

第18題 人間は、キリストの恩恵を受け取ることによってふさわしくなるため、自己に徹底して絶望すべきだ、というのは確実である。³² (*Disputatio Heidelbergae habita* 18)

キリスト者であっても、自己の能力に絶望した者のみが完全な意味で「キリストの恩恵を受け取ることによってふさわしくなる」ことができる。ルターの否定神学は、自己否定を通して内的人間の変容を期待するものであった。換言すれば、それは自己否定が絶対的な意味で要請される「十字架の神学」である。そこには、キリスト者にとって過信が見逃されるような神学的間隙はなく、目に見えるすべての働きに絶望して「すべての働きが死をもたらすもの」と怖れることが要請される。ここで言及される絶望とは、神の前では、自己の能力と働きを媒介しては、すなわち、目に見える働きをどんなに積んだとしても救済に与ることは決してできないのだと深く納得することである。このような「絶望」を介して、「試練」から「霊的事柄への希望」が生み出されることになる。

さて、福音の声を聞いて信じるのが、肯定神学における「外側からの平安」であった。しかし、キリスト者がこの「外側からの平安」に与ったとしても、必ずしも人間の全存在を通して神を信頼していることにはならない。なぜなら、この段階では神の試練が忌み嫌われているからである。『提題の証明』第11題では、全被造物に「絶望して desperatur」、「神の他には citra Deum 何も助けになりえないこと」を知る者のみが、「神に期待をかける sperare」ようになるのだと説明される³³。したがって、「絶望」と「霊的事柄への希望」を抱く者が全面的な意味で神に期待をかけるようになる。一方で、肯定神学における「外側からの平安」は栄光ある姿として顕れたる神を理解することで獲得された。他方で、否定神学における成熟過程では、「絶望」と「霊的事柄への希望」を通してキリストの十字架の陰に隠れたる神を認識するに至り、そのため、栄光の神からの拒絶でしかなかった神の試練が、試練の陰に隠れたる神を経験できる機会と捉え直される。こうして、神の試練においてさえ、隠れたる神に期待をかけるようになる。このようにして、「信仰の危機」を克服する道が開かれる。すなわち、福音を聞いて信じたキリスト者が「外側からの動揺」を受けて「信仰の危機」に陥った場合、もし自己の能力と働きに絶望する

32 WA 1, 354, 15-16: Certum est, hominem de se penitus oportere desperare, ut aptus fiat ad consequendam gratiam Christi.

33 WA 1, 359, 20-22.

に至り、靈的事柄への希望を抱くならば、「十字架と試練」の陰に、すなわち、神の醜く見える働きの陰に隠れたる神に期待する信仰が芽生えてくるに違いない。このようにして、「信仰の危機」が信仰そのものによって克服されるのである。それゆえ、否定神学による成熟過程は、〈信仰→苦難／十字架と試練（外側からの動揺）→自己への絶望→靈的事柄への希望→隠れたる神への期待〉と言い換えることができる。

4. 「十字架の神学」を生きる II — 「御ことばの後退」の克服

残される問題は、「十字架の神学」を生きる上で「御ことばの後退」がどのようにして克服されるのかである。上述したように、キリスト者の成熟過程には、第一に、自己の能力と働きに絶望することが要請された。続いて第二に、肉の欲を放棄することが要請されることになる。そして、このプロセスこそ「呻き」がともなう自己変容の場なのだ。ルターによれば、信仰義認による「罪の赦し」を受けたキリスト者は、ただちに自己変容のプロセスへ導かれる。『ヘブル書講義』4.4 で言及されたように、否定神学のプロセスにおける「信仰と希望と愛の試練」である苦しい渇きの状態は「神の本質的な働きに取り去られ」ることによって「内側からの平安」が与えられることになる。

では、キリスト者に自己変容をもたらす神の働きとは、どのようなものなのだろうか。ドイツ神秘主義の影響を強く受けた時期に行われた「聖トマスの祝日の説教」(1516年12月)の中で、この「神の本質的な働き」opus essen[t]iale Dei が規定される。すなわち、「神の本来的な働き」opus Dei proprium と「神の外来的な働き」opus Dei alienum が区別され、前者が成就されるには後者の媒介が不可欠なのだと主張される。

それゆえ、神の外来的な働きとは、キリストの受難 *passiones Christi* とキリストにある受難 *passiones in Christo*、すなわち、古き人が十字架に付けられること *crucifixio* とアダムが殺されること *mortificatio* なのだ。しかし、神の本来的な働きとは、キリストの復活 *resurrectio Christi* と靈における義認 *justificatio in spiritu*、すなわち、新しき人として命が与えられること *vivificatio* である。³⁴

34 WA 1, 112, 37-113, 1: Igitur opus Dei alienum sunt *passiones Christi* et in *Christo*, *crucifixio veteris hominis* et *mortificatio Adae*, Opus autem Dei proprium *resurrectio Christi* et

(Sermo in Die S. Thomae)

一方で「神の本来的な働き」は、キリスト者を「キリストの復活」と「霊における義認」に与らせる。ここで、「霊における義認」とは、信仰義認によって義とされたキリスト者に内的な義の果実が実ること、すなわち、「キリストの復活」に与ることによって「新しき人として命が与えられること」である。他方で「神の外来的な働き」は、キリスト者に「キリストの受難」と「キリストにある受難」に与らせる。これは「古い人が十字架に付けられることとアダムが殺されること」と説明されており、したがって、キリスト者のうちに残滓としてはびこる肉の欲を苦難の経験を通して放棄させることである。

このように、自己の能力と働きを過信した人間を癒やそうとして、神が「神の外来的な働き」を用意されたにしても、生来的人間はこの神の働きに素直に従うことができない。

しかし、自分たちを正しく、賢く、何者かであると見なす人々は、この外来的な働き、すなわち、キリストの十字架 *crux Christi* とアダムの死 *mors Adae* に対して最も激しく敵対する。というのは、彼らは彼ら自身が軽蔑されたり、愚かで害ある者 *stulta et mala* と見なされたりすることを、すなわち、彼ら自身のアダムが殺されることを欲しないからだ。このため、彼らはキリストの義認 *iustificatio Christi* やキリストの復活 *resurrectio Christi* である神の本来的な働きまで到達しないのだ。³⁵ (*Sermo in Die S. Thomae*)

「キリストの十字架とアダムの死」、すなわち、肉の欲を放棄することは、キリスト者といえども生来的人間の特性を持ったままの人間には我慢がならない。信仰によって義とされたキリスト者は、この肉の特性のゆえに、神の栄光としての「キリストの復活」を肉のまま、すなわち、目に見える事柄の繁栄を渴望したままで追い求める傾向がある。ルターが「栄光の神学」として批判する道である。しかし、

iustificatio in spiritu, vivificatio novi hominis, ...

35 WA 1, 112, 33-37: *Huic autem alieno operi, quod est crux Christi et mors Adae nostri, vehementissimi inimici sunt, qui se iustos et sapientes et aliquid esse existimant. Nolunt enim sua despici et stulta et mala haberi, i. e. nolunt Adam suum mortificari, ideo non perveniunt ad opus Dei proprium quod est iustificatio sive resurrectio Christi.*

この「神の本来的な働き」に到達するには、神が生来の人間の特性を癒やそうとして用意された「神の外来的な働き」を何よりも全面的に受け入れる必要がある。これが、ルターの「十字架の神学」としての道なのである。

では、「自己への絶望」を通して「隠れたる神への期待」まで辿り着いたキリスト者には、次に何が求められるのだろうか。そもそも、試練を通して働かれる隠れたる神に期待をかけるキリスト者であっても、肉の欲を放棄するには相当の苦しみが伴うだろう。一般的に言って、肉の欲には自然的欲求の面と社会的欲求の面がある。「十字架の神学」で扱われる肉の欲とは、自己顕示欲や承認欲求などが含まれる社会的欲求であることが多い。であれば、肉の欲を放棄することは、すべての体裁を捨てて恥の下に自分を晒すことでもあり、それゆえ、「軽蔑されたり、愚かで害ある者と見なされたりする」危険性に甘んじることでもある。このように、肉の欲には、人間の前で自分の能力と働きを誇ろうとする自己中心的な動機が常に隠されており、それゆえ、それを放棄するためには自己の能力に絶望すると共に、自分の一切の働きに含まれる動機の不純性を神の前で正直に認めることが要請される。したがって、自己の罪を深く認識することが、「神の本質的な働きに取り去られた」と説明される事態が生じる前提となる。このようにして、自分の能力への絶望と深い罪の自覚とが、古き人である肉の欲を放棄したいという希求をキリスト者に起こさせるのである。同時に、それは「無なる者」「愚かで害ある者」として生きていきたいという希求を呼び起こすことになる。これこそが、霊的事柄への希望と隠れたる神への期待とに基づく希求だと考えることができる。肉の欲を放棄することは苦しくはあるものの、神への「呻き」と希望や期待に基づく希求とが、キリスト者の霊的成熟を前進させ、ついには愛が生み出されることにもなる。このプロセスが、「信仰と御ことばによって神の本質的な働きに取り去られたとき」と考えることができる。

このようにして、「十字架の神学」を生きる上で「御ことばの後退」がどのようにして克服されるのかが明らかになる。「霊的人間」の「外側からの動揺」において、「信仰の危機」が自己への絶望を通して信仰そのものによって乗り越えられたように、「御ことばの後退」も信仰を通して御ことばそのものによって乗り越えられることになる。そのことが、『ヘブル書講義』で説明される。

しかし、[キリスト]の受難 *passio* はいよいよ熱心に思い巡らされる *cogitari* べきだ。それは、信仰が強められるためであり、すなわち、[キリストの受難]

が繰り返し黙想されればされるほど *meditari*、キリストの血 *sanguis* が自分の罪のために *pro suis peccatis* 流されたのだといっそう深く信じられるようになるためなのだ。というのは、これこそが霊的に *spiritualiter* [キリストの血を] 飲んで [キリストの肉を] 食べること、すなわち、上述のように、この信仰によって、キリストのうちに養われて *impinguari* 肉付けされる *incorporari* ことだからである。³⁶ (*Commentariolus ad Hebreos* 9.14)

「十字架の神学」におけるキリスト者の霊的成熟の目標は、「キリストの受難」を模倣すること（「キリストの罰への模倣」*imita[t]io penarum [Christi]*）³⁷である。そのためには、キリストを内的に経験すること、すなわち、キリストについての霊的把握が何よりも重要だと考えられている。それは、福音の声、特に「キリストの受難」を繰り返し「黙想」することによって獲得される。福音の声は喜びをもって聞かれることにより信仰に至るが、他方で、福音は「熱心に思い巡らされ」「繰り返し黙想されればされるほど」、「キリストの受難」の内面化が生じる。この内面化は、「キリストの血が自分の罪のために流されたのだといっそう深く信じられる」とき、自分とキリストとの人格的な結びつきをいっそう強固なものにする。その結果、一方で、神の御ことばが象徴神学／知覚的神学の領域から神秘神学／霊的神学の領域に深められることによって信仰が強められ、他方で、花婿を呼ぶ花嫁のように³⁸、キリスト者はキリストを「私の主よ」「私の救い主よ」と呼び求めることができるようになる。こうして、霊的に深められたキリスト者はキリストを魂の根底から深い情動をもって呼び求めることになる。

このように、キリスト者の霊的成熟は、外側に用意された神の事柄が経験される、すなわち、内面化されるプロセスでもある。福音の声を喜んで聞くキリスト者には、呻くことを通して神の聖霊が与えられ、聖霊の働きの下で、外的記号としての福音を黙想することを通してキリスト者の心と神の御ことばとが結び付けられていく。

36 WA 57, 209: Sed eo studio debet eius passio cogitari, ut fides augeatur, scilicet ut quo frequentius meditetur, eo plenius credatur sanguinem Christi pro suis peccatis effusum. Hoc est enim bibere et manducare spiritualiter, scilicet hac fide in Christum impinguari et incorporari, ut supra.

37 WA 57, 114, 14-15 (*Commentariolus ad Hebreos* 2.3).

38 ルターの花嫁神秘主義とその中世的伝統については、次の文献を参照されたい。金子晴勇「ルターの花嫁神秘主義」(『基督教学研究』16、1996年、111-131頁)

前者が呻きを通した聖霊の内面化であり、後者が黙想を通した御ことばの内面化である。こうして、「キリストの十字架」が自分の出来事として内面化され、そこから、「キリストの十字架」に倣って生きんとする希求が呼び起こされていく。さらに、キリストを呼び求めながら肉の欲の放棄が達成されるにつれ、聖霊の愛が心の中に生み出され、そうして、「信仰と希望と愛の試練」が克服されつつ、「霊的人間」の「内側からの平安」が実現されていく。このようにして、「御ことばの後退」が、隠れたる神への期待を土台にしたキリストの受難の黙想、すなわち、御ことばそのものの内面化によって克服されるのである。これが、「信仰と御ことばによって神の本質的な働きに取り去られたとき」とルターが説明したことの内幕であろう。それゆえ、否定神学におけるキリスト者の成熟過程は、〈信仰→苦難／十字架と試練（外側からの動揺）→自己への絶望→霊的事柄への希望→隠れたる神への期待→自己放棄／無なる者への希求→聖霊と御ことばの内面化→魂の根底での自己変容（内側からの平安）→キリストの受難の模倣／愛の実践（無なる者）〉と最終的にまとめることができる。

ここまできて、ついに、キリスト者の成熟過程における、特に否定神学における、聖書言語の役割について言及することができる。これまでの議論より、肯定神学は主に象徴神学／知覚的神学に適用され、聖書言語は信仰を呼び起こすために外的な言語記号として理解されるべきものであった。これに対して、否定神学は主に神秘神学／霊的神学に適用され、聖書言語は内的なキリストとの一致を引き起こすために霊的に把握されるべきものであった。したがって、キリスト者の成熟過程が否定神学を通して達成されるためには、自分の能力への絶望と深い罪の自覚を通して神の恩恵と働きに期待をかけることになるような、さらに、「無なる者」として生きんとする希求が内側から生じることになるような、「神の外来的な働き」に基づく聖書言語の霊的読解がキリスト者とキリスト教共同体に要請される。この「無なる者」の姿こそ、他者の罪のために十字架に磔にされたキリストの姿であり、それを慕うキリスト者の真の姿である。これが実現されていくことこそ、隠れたる神の恩恵的な働きなのだ。なぜなら、「無なる者」として生きんとするキリスト者のうちに隠れたる神が恩恵的に働き、その結果、心の最奥部において「造られたのでない御ことば」が宿り始めるようになるからである。こうして、キリストの姿への変容が神の恩恵的な働きの下で達成されることになろう。したがって、聖書言語の理解を通して信仰義認が与えられたキリスト者とキリスト教共同体には、聖書言語の黙想とキリストの受難の霊的把握を通して「キリストの十字架」を自分の骨肉にして

いくような「神の外来的な働き」に基づく聖書言語の靈的読解、すなわち、隠れたる神の経験を通して人間全体の変容が引き起こされるような聖書言語の存在論的読解が要請される。このようにして、聖書言語に対するルター神学全体のアプローチは、中世後期の神学状況の中で彼独自のものであったのだと主張することができる。

おわりに

本論文の前半では、ルターの否定神学をその肯定神学との関係から明らかにすることを試み（1-2）、後半では、その否定神学の理解を基にして、ルターの「十字架の神学」の内実を聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から考察した（3-4）。第一に、肯定神学と否定神学は信仰・希望・愛に基づくキリスト者の成熟過程を構成し、それゆえ、それらは、信仰義認によって希望と愛が生み出される構造を有する、ルターの救済プロセス全体における構成要素であった。そのうち、否定神学は「靈的人間」の「内側からの平安」を目標とするものであった。第二に、ルターの否定神学は自己否定を伴う「十字架の神学」と捉えられ、呻き、自己の能力と働きへの絶望、罪の深い自覚、肉の欲の放棄などを通して達成される、「無なる者」「愚かで害ある者」としての自己理解と魂の根底での自己変容とを目標とするものであった。この「無なる者」こそ、神の恩恵的な働きの下で、「靈的人間」の「内側からの平安」を達成することができる人間、すなわち、「キリストの復活」に与りつつ聖霊の力で生きることができる人間なのである。それゆえ、ルター神学におけるキリスト者の靈的成熟過程は、何かが獲得されていくような能力向上プロセスなのではなく、この世の心配や不安のゆえに繁ってしまったすべての保身の仮面が一枚一枚剥ぎ取られていくような放棄プロセスなのだと言明することができる。

ルターの聖書言語へのアプローチもこの結果と連動する。ルターの「十字架の神学」では、キリスト者の成熟過程が聖書言語の黙想とキリストの受難の靈的把握とに関連づけられるがゆえに、聖書言語の読解方法そのものが、否定神学の目標である「内側からの平安」をキリスト者にもたらすかどうかにも多大な影響を及ぼす。換言すれば、「内側からの平安」が達成されるためには、聖書言語の読解が、キリスト者を放棄プロセスに促すことができる「十字架の神学」に基礎づけられる必要がある。以上より、二つの理由によって、聖書言語に対するルターのアプローチが彼独自のものであったのだと主張することができる。第一に、「内側からの平安」の獲得を内的自己における直接的な神への上昇に求めた神秘主義者に対して、ルター

は、「内側からの平安」を放棄プロセスに帰属させて、その実現のために外的な聖書言語の靈的読解を介在させる。ルターによれば、放棄プロセスが達成されるには、人間の自発的意志だけでは十分でなく、人間存在の変容をもたらす神の力としての聖書言語の助けが要請されるのである。第二に、「栄光の神学」を主張していた中世後期の神学者に対して、ルターは、キリスト者の魂の根底における変容そのものとしての「造られたのでない御ことばの誕生」を、「十字架の神学」を通して自己放棄が実現されていく聖書言語の読解に依存させる。ルターが実践した聖書言語の読解は、キリスト者が顕れたる神と共に隠れたる神をも全面的に信頼しつつ、「神の外来的な働き」を喜んで受容し、「無なる者」として生きんとする希求を生み出すことができるという意味で深く靈的読解なのであった。

【2023 年度 博士学位論文要旨】

ローマ書とエゼキエル書の比較研究 律法、罪、死、いのちのテーマを中心に

A Comparative Study of the Book of Ezekiel and the Letter to the Romans:
With Special Reference to the Themes of Law, Sin, Death, and Life

小山英児

本論文は、旧約聖書と新約聖書の間に、明らかな引用がなくても関連性を認め、比較研究を通して、該当箇所従来の積義を新たに発展させることができることを論じる試みである。新約学において、旧約聖書と新約聖書の関係、その連続性、非連続性に関して考察することは重要な課題である。この問題は、新約聖書の手紙の多くを書いた使徒パウロの手紙の解釈に関わる。これまで多くの新約学者たちがこの課題に取り組んできた。例えば、Richard B. Hays は旧約聖書の反響が新約聖書にあることを論じた。N. T. Wright も世界観というアプローチを提唱した。しかし、彼らの詳細で膨大な研究書をもってしても、旧約聖書と新約聖書の関係性を論証することができたとは言えず、その基準や方法論が未だ確立しているとは言い難い。本論文ではローマ書とエゼキエル書を比較の対象として取り上げた。今までローマ書の研究者たちは、エゼキエル書に触れることはあっても、比較して論じることまではしなかった。本論文は主題的にエゼキエル書とローマ書を比較研究することを通して、ローマ書の該当箇所従来の積義を新たに発展させることができることを提示したものである。

この目的に則して本論文は4章から構成されており、各章の内容は以下の通りである。第1章は、問題の所在を述べた。パウロ神学の中心的なテーマの一つとも言える「神の救いの計画」としての「律法、罪、死、いのち」という一連のテーマが語られているローマ書5章から8章を取り上げた。それぞれの用語の範疇が広いため、Dunn の『使徒パウロの神学』に詳述される理解を提示し、ローマ書にその一連のテーマを見ることができていることを確認した。

第2章は、この一連のテーマと関連性を認められる旧約聖書をどのように比較対象とするかを提示した。

本論文ではエゼキエル書を比較の対象とした。なぜなら、エゼキエル書は、「罪を犯したたましいが死ぬ」(エゼ18:4)という原則が明確に記され、律法を守らないから死が来たということが明白に記されているからである。また、死からいのちに言及している独特な書と考えられるからである。

本論文においては、ローマ書とエゼキエル書とを比較するためには旧約聖書の独自の声を聞きつつも新約聖書と調和させる作業という意味で「聖書神学的」にアプローチした。また、比較をするための基準は聖書積義である。

第3章は、エゼキエル書18、33、37章に注目し、「律法、罪、死、いのち」のテーマを考察した。

18章は、死が律法違反によってもたらされること、そして、罪を犯したたましいが死ぬこと、しかし、立ち返り律法を守るたましいは生きるという「律法、罪、死、いのち」の関係を明確にしている。そして、**חַיִּים**の意味に着目し、個々人の罪が神との関係に霊的な死をもたらすがゆえに、個々人が神との関係を回復しなければならないこと、そのためには新しい霊と新しい心が必要であるという理解が集約的に明示していることを指摘した。

33章は、神は誰も死ぬことを願わず、民が自らの罪から立ち返ることを願っていたが、民は霊的な死が分からなかったがゆえに立ち返ることはなかったことを明確にしている。エルサレムの崩壊を目の当たりにしても、神に立ち返ることなく表層的な生と死しか考えない民の姿は、救いようのない「罪の性質」をもった深刻な人間の姿と言える。人は「罪の性質」のゆえに、自らの力で立ち返ることができない。このように完全に望みがなくなったということはエゼキエル書独特である。神のみこころは立ち返ることであり、そのために、いのちに導く律法は人の罪を自覚させ、霊的な死という現実を自覚させることを指摘している。

37章は、イスラエルの回復が述べられる。霊的な資質をもった神の民としての「イスラエル」という呼称は連続するが、33章と同一の構成員からなる民族の存続としては断絶している。それは、たましいの完全な死を認識した者たちが神の霊によっていのちを与えられることによって形成される新しい神の国の民と解釈できる。

第4章は、筆者のエゼキエル書の解釈と比較し、ローマ書における「律法、罪、死、いのち」の解釈を考察した。

ローマ書5章では12節に着目し、エゼキエル書18章と比較した。エゼキエルのような預言者として、律法が罪を示し、たましいの死、すなわち神との関係を失っていることを自覚させるという解釈が導き出されることを指摘した。

ローマ書6章では、ローマ書の「死」とエゼキエル書の「死」の理解を比較した。キリスト者とは、古いエポックから新しいエポックへの移行において、霊的な「死」、神との関係が破綻した状態であるという現実を認識した人という解釈が導き出されることを指摘した。

ローマ書7章では、7章で繰り返される「私」と著者のエゼキエル書の積義による霊的な資質をもった「イスラエル」、そして、ローマ7:24の「私」の嘆きと、エゼキエル37:11の嘆きを比較した。預言者エゼキエルのように、「律法」の役割である「罪」の性質の現実と「死」の現実を明らかにし、「絶望の嘆き」へと導いているという解釈が導き出されることを指摘した。

ローマ書8章では、「いのちの御霊の律法」とエゼキエル書を比較した。「教会」(ἐκκλησία)のあるべき姿とは、神が「イスラエル」と呼ばれる霊的な資質を兼ね備えた新しい神の国の民であり、それは、いのちを与える神の $\alpha\lambda\theta\epsilon\iota\alpha$ による神の一方的な恵みによって形成される共同体という解釈が導き出されることを指摘した。

結論として、エゼキエル書とローマ書の該当箇所を筆者の解釈で比較することによって、自らの「たましいの死」の現実を自覚し、神の「霊」が与える「いのち」という超越次元からの働きかけによらなければ、新しい神の民の創造はないという解釈が導き出されることを指摘した。このようにエゼキエル書と比較することによってローマ書の従来積義を新たに発展させることができることを提示することができたと考える。

この研究を通して今後のローマ書の研究に新たな示唆が与えられ、旧約聖書と新約聖書の積義に新たな可能性を提示する一助となったならば幸いである。

論文 PDF: [URL:https://tcu.repo.nii.ac.jp/records/2000040](https://tcu.repo.nii.ac.jp/records/2000040)

要 約

[日本語要約]

コロナ禍のクリスチャン・キャンプ運営 危機対応と今後の営みに関する質的研究

岡村直樹、徐 有珍

2019年の年末から始まった新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大によって、日本でも人の往来や集まりに対して社会的制限がかけられるようになった。教会はもとより、クリスチャン・キャンプの運営にも、休止を含む活動形態の大幅な変更が強いられた。本研究は、日本クリスチャンキャンプ協議会（CCI/J）のメンバーキャンプにおいて中心的な役割を担ってきたレギュラースタッフに対して、リチャード・オズマーの実践神学のアプローチを参照しつつ、インタビュー調査を軸とした質的記述的研究を実施し、コロナ禍でのキャンプ運営から浮かび上がってきた課題や、コロナ後の活動のあり方を検証したものである。

研究からは、対面による運営休止によって新たに開始された、工夫を凝らした多様なオンライン活動や、キャンプを経験してきた人々から寄せられた多くのサポートといったポジティブな側面が浮かび上がってきた。一方、若者の信仰成長に必要なと思われる人間関係の形成の機会の減少や、新たな奉仕スタッフ養成の機会の喪失、さらにはコロナ後の集客への不安といった課題も浮かび上がってきた。最終的には、これらのデータ分析に対して神学的な考察を加えつつ、オンラインテクノロジーの積極的な活用や、効果的な広報の展開、そしてCCI/Jの活動の確信的継続といった提言がなされた。

キーワード：新型コロナウイルス、キャンプ・ミニストリー、リチャード・オズマー、質的研究、質的記述的研究方法

全関西婦人連合会における錦織久良の婦人運動

戦時体制下の信仰と女性の権利

岩田三枝子

錦織久良（にしごり・くら 1889-1949）が会員数 300 万人以上とされる西日本最大の女性連合団体である全関西婦人連合会（以下、「全関西」）で活動した時期は、40代になった頃である。錦織は政治法律部委員長として、その後10年以上にわたり、全関西の中心的役割を担うようになる。錦織の全関西での活動時期は、1930年代以降の日本国内での軍国主義が色濃くなる時代の中であった。

現代においては、女性運動史の中でも、キリスト教界においても、錦織は知られている人物とは言い難いものの、1928年の大阪毎日新聞では矯風会の林歌子と共に「関西婦人運動家のオール・スター・キャスト」の一員として名前が記載されている。そんな彼女が、キリスト教界内だけではなく、キリスト教の枠組みを超えて一般の女性運動の中でキリスト教信仰を保持しつつ、30年以上にわたり中心的な役割を果たしたその活動は注目に値する。活動の動機や、女性問題への眼差し、またキリスト教信仰との関わりは、一女性の発言と行動でありながらもそれが時代を反映するものとして、昭和初期から戦間期のキリスト教および女性運動のあり方を考察するうえでも貴重であると考ええる。

本論文では、錦織が全関西機関誌『婦人』に発表した執筆 30 件及び機関誌『婦人』内の諸記事、新聞記事等を資料として、戦時体制下における錦織のキリスト教信仰と女性の権利獲得を目指した意義と限界を検討する。

キーワード：錦織久良、全関西婦人連合会、女性運動

ルターにおける否定神学と「十字架の神学」

聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から

須藤英幸

本研究はルターの「十字架の神学」を取り扱う。30歳を過ぎたルターによる『ローマ書講義』第1-3章（1515年）では信仰義認が再発見された痕跡を辿ることができる一方、1518年の『ハイデルベルク討論』では「十字架の神学」というルターの神学思想が展開される。ルターの信仰義認が肯定神学に基づくと考えられるのに対して、彼の「十字架の神学」は神秘主義／否定神学の影響下に展開された。換言すれば、肯定神学に基づく信仰義認の再発見では神の啓示としての聖書言語が決定的に重要であったのに対して、否定神学に影響された「十字架の神学」では認識よりも経験が重要視され、それゆえ、キリスト者の成熟過程がむしろ主題とされる。問題となるのは、ルター神学全体における否定神学と肯定神学との関係性、及び、「十字架の神学」において否定神学と聖書言語が果たした役割についてである。

そこで、本研究では、1515年からの数年間に展開されるルターの神学内容に注目しつつ、第一に、ルター神学全体における否定神学を肯定神学との関係から明らかにする。第二に、彼の否定神学の理解を基にして、ルターの「十字架の神学」の内実を聖書言語とキリスト者の成熟過程の視点から探求する。本研究の結果、ルターにおける聖書言語の役割が特徴づけられた。すなわち、聖書言語に対するルターの解釈的態度は、「内側からの平安」を放棄プロセスに帰属させ、その実現のために外的な聖書言語の靈的読解を介在させる点で、さらに、それを「十字架の神学」に基づく自己放棄が実現されていく聖書言語の読解に依存させる点で、中世後期の神学状況においてルター独自のアプローチであったのだと主張することができる。

キーワード：ルター、否定神学、十字架の神学、聖書言語、キリスト者の成熟、隠れたる神、自己放棄、無なる人

[Abstract in English]

Christian Camp Management during the COVID-19 Pandemic:
A Qualitative Study on Crisis Response and Future Practices

Naoki Okamura, Yujin Seo

The COVID-19 pandemic, which began in late 2019, imposed strict social restrictions on movement in Japan, compelling Christian churches as well as camps to make significant changes to their operations. This study employs a qualitative-descriptive approach, using open interviews with full-time camp staff who are members of the Council of Christian Camping in Japan (CCI/J), to examine the challenges faced during the pandemic. The findings reveal both positive and negative outcomes. Positive developments include the initiation of effective online programs that had not been explored previously and an increase in both financial support and online assistance. On the other hand, negative impacts included a lack of face-to-face interactions, which are deemed essential for faith formation among young people. Other concerns involved the loss of opportunities to mentor new camp staff and difficulties in attracting new participants post-pandemic. The interview data were analyzed through a theological lens, referencing the practical theology method developed by Princeton theologian Richard Osmer. Based on these insights, the study recommends that Christian camps in Japan continue to leverage online technology, strengthen their public relations strategies, and proceed with CCI/J's activities with renewed confidence and purpose.

Key Words: COVID-19, Christian Camp Ministry, Richard Osmer, Qualitative Study, Qualitative Descriptive Study

The Women's Movement of Kura Nishigori in the All Kansai Women's Federation: Faith and Women's Rights under the Wartime Regime

Mieko Iwata

Kura Nishigori (1889–1949) became actively involved in the **All Kansai Women's Federation**—the largest women's federation in western Japan, with a membership estimated at over 3 million—when she was in her forties. Serving as the Chair of the Political and Legal Affairs Department, Nishigori played a pivotal role in the federation for more than a decade, during a time marked by increasing militarism in Japan, starting in the 1930s.

Despite Nishigori's limited recognition in contemporary historical accounts of the women's movement or within Christian circles, she was noted in the *Osaka Mainichi Newspaper* in 1928 as a significant member of the “all-star cast of Kansai women's activists,” alongside prominent figures like Utako Hayashi from Kyofukai. Notably, Nishigori maintained a central role for over 30 years, not only within Christian communities but also within the broader women's movement, transcending Christian boundaries while retaining her faith.

Her dedication to advancing women's rights, her insights on gender issues, and her connection to Christianity provide a valuable lens for understanding the intersections of faith and women's activism from the early Showa period through the interwar years. These factors illustrate the socio-political context of the time, despite representing the perspective of a single individual.

This paper analyzes the impact and limitations of Nishigori's Christian beliefs and her advocacy for women's rights under wartime constraints. The study draws on 30 of her published writings from the federation's journal, *Fujin*, as well as various other articles from journals and newspapers, to explore her contributions and their broader significance.

Key Words: Kura Nishigori, All Kansai Women's Federation, Women's Movement

Negative Theology and the ‘Theology of the Cross’ in Luther: From the Perspectives of Biblical Languages and the Process of Christian Maturity

Hideyuki Sudo

This study focuses on Luther’s ‘theology of the cross.’ In Luther’s *Lectures on Romans*, chapters 1-3 (1515), traces of his rediscovery of justification by faith can be observed. After that, in his *Heidelberg Disputation* (1518), Luther developed his theological concept known as the ‘theology of the cross.’ The former is to be based on affirmative theology, with the biblical languages as God’s revelation playing a decisive role. In contrast, the latter was developed under the influence of mysticism or negative theology, emphasizing experience over cognition, and therefore prioritizing the spiritual growth of Christians. At issue is the relationship between negative theology and affirmative theology within Luther’s overall theology, and the roles of negative theology and biblical languages in the ‘theology of the cross.’

Therefore, this study adopts the following two methods. First, it clarifies the role of negative theology within Luther’s overall theology by examining its relationship with affirmative theology. Second, based on this understanding of negative theology, it explores the substance of Luther’s ‘theology of the cross’ from the perspectives of biblical languages and the Process of Christian maturity. As a result of this study, the distinctive features of the role of biblical languages in Luther’s theology are expected to emerge.

Key Words: Luther, Negative Theology, Theology of the Cross, Biblical Languages, Christian Maturity, The Hidden God, Self-Abandonment, Person of Nothingness

2023 年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文・研究成果報告書一覧

修士論文		
馬上 真輝	研究教育	クリスチャンの家庭環境に起因する生きづらさに関する質的研究 —機能不全家族に育ったアダルト・チルドレン
中山 聖	教会教職	宣教師の再適応の際の問題（混合研究より見えてくる課題）
金 英眞	教会教職	サムエル記に見られる「主の霊」と「神の霊」の働き
那須 孔明	教会教職	聖餐の豊かさの回復—ヨハネ 6 章の積義を通して
西村 星乃	教会教職	がんに罹患された方の牧会的ケアに関する質的研究
井上 智彦	教会教職	同盟福音基督教会の歴史的考察
梅木 衛	研究教育	次世代青年ハイブリッドリーダー (教会形成に必要な役割に関する混合研究)
研究成果報告書		
魯 子暁	教会教職	中国人の信仰形成に関する質的及び量的混合研究
福士 堅	教会教職	20 年以上同一教会において牧会してきた牧師の教会教職者形成に関する質的研究

『キリストと世界』第36号 寄稿募集要項

発行予定年月

2026年3月

募集論文など

①学術論文、②研究ノート、③調査報告、④外国語学術文献の翻訳、⑤学術書籍の書評（福音主義神学の発展に貢献する建設的で批判的な内容で、原則、掲載号発行前5年以内に出版された学術書が対象）、⑥その他、委員会が必要と認めた原稿。いずれも未出版で、剽窃や盗用の疑いのないもの、二重投稿および不適切なオーサーシップに当たらないものに限り（二重投稿・オーサーシップの詳細は本学の「[研究論文投稿とオーサーシップに関するガイドライン](#)」を参照）。

学術論文

先行研究を踏まえて、当該分野において独創性・信頼性・有用性があり、論証がなされているもの。

研究ノート

論証はなされていないが、学術研究の課題や論文に発展する可能性のある独自性をもつ発想、人物紹介、問題提起等。

調査報告

- a. 当該分野において速報性が重要である報告等
- b. 新資料・重要資料等の紹介・解説
- c. 学術動向等の紹介・論評

論文等の分量

- ・前項①-③は24,000字（英文10,000 words）以内
- ・⑤は4,000字（英文800-1,600 words）程度
（いずれも図表・写真・注・文献を含む）

紀要の体裁等

- ・横書き、脚注とし、日本語を基本としますが、英語の執筆も可能です。
- ・縦書きや逆横書きを必要とする場合には、改行して記述し、図表の形式で記載するなどの工夫をしてください（縦書きに横書きを掲載する場合と同様）。
- ・英文原稿の場合は著者の責任においてネイティブチェックを行った原稿を提出してください。
- ・執筆の際の書式は、寄稿受諾後にお送りする『『キリストと世界』書式ガイド』

を参照してください。

執筆者の範囲

- ・ 本学専任教員
- ・ 本学非常勤教員
- ・ 本学博士後期課程在籍者
- ・ 前項までの研究者が行う研究課題の共同研究者
- ・ 本学専任教員を定年退職した者
- ・ 委員会が執筆を依頼した者

寄稿申込期限

- ・ 寄稿希望者は 2025 年 5 月 9 日（金）までに寄稿申込書を提出してください（期限厳守）。
- ・ あて先：東京基督教大学紀要編集委員会事務局（fcc@tci.ac.jp）
- ・ 記載事項：執筆者の氏名・ふりがな・所属・職名、論文等の種類、題名（仮題）、内容（200 字程度で）、字数、使用言語
- ・ 寄稿申込者には、委員会で審査のうえ、5 月末日までに寄稿受否の通知をします。寄稿受け入れの通知は掲載を保障するものではありません。
- ・ ⑤ 学術書籍の書評は、随時募集を行っています。掲載承認後に刊行する号に掲載します。

原稿提出期限

執筆者は 2025 年 9 月 12 日（金）までに完全原稿を提出してください（期限厳守）。

提出方法

- ・ E メールなどによる電子送稿とします。
- ・ 古代語等、特殊な書体、数式、図表等を使用する場合は、文字化け等ないことを確認した PDF を添付してください。

査読

- ・ 募集論文のうち、① 学術論文、② 研究ノートは委員会が委嘱した査読者により審査し、その結果に基づいて、A 掲載、B 修正後に掲載、C 不掲載、のいずれかを委員会で決定します。
- ・ ③ 調査報告、④ 外国語学術文献の翻訳、⑤ 学術書籍の書評、は委員会が掲載・不掲載の判断を行います。

紀要の編集権

- ・ 紀要の編集権は委員会にあります。

- ・編集著作物の著作権も委員会に属します。
- ・せっかく提出された論文等であっても、編集の都合上掲載できない場合があります。

著作権等

- ・原稿料、印税等はお支払いできません。
- ・個々の論文等の著作権は執筆者に属しますが、紀要の著作権は委員会に属します。
- ・本紀要は、刊行後、本学ウェブサイトにて公開します。
- ・個々の論文の内容に関する責任は執筆者にあります。

東京基督教大学 紀要編集委員会

Tel 0476-46-1131 / Fax 0476-46-1405 E-mail : fcc@tci.ac.jp

Call for Contributions to the 36th Issue of *Christ and the World*

Scheduled Publication Date

March 2026

Call for Academic and Other Papers

Christ and the World welcomes submissions of (1) academic papers, (2) research notes, (3) research reports, (4) translations of foreign-language academic literature, (5) reviews of academic books (constructive and critical reviews that contribute to the development of evangelical theology; in principle, reviews should be of books published no more than five years before publication of the issue in which they appear, and less than 1,600 words), and (6) Other manuscripts deemed appropriate by the editorial committee.

- The manuscript must be unpublished, free of plagiarism, not submitted elsewhere, and of appropriate authorship (for details on double submission and authorship, refer to TCU's "[Guidelines for Research Paper Submission and Authorship](#)").
- “Academic papers” are papers that, while building upon previous research, are original, reliable, useful, and well-argued.
- “Research notes” are the introduction of ideas, people, issues, etc., that have potential to be developed into a topic or paper of academic research, though they are not demonstrated in the submission.
- “Research reports” are
 - a. Reports, etc., for which rapid dissemination in the field is important.
 - b. Introduction and explanation of new and important materials, etc.
 - c. Introduction and commentary on academic trends, etc.

Length of Papers

Including figures, tables, photographs, notes, and references:

- (1)-(3) should be less than 10,000 words
- (5) should be 800 to 1,600 words

Style, etc.

- *Christ and the World* publishes mainly Japanese papers, but English submissions are also welcome. It is the author's responsibility to have the

manuscript proofread by a native speaker of English before submission.

- For stylistic and other guidelines, refer to the “Guidelines for Submitting Papers to *Christ and the World*,” which will be sent after the submission has been accepted for publication.

Eligible Authors

- (1) Full-time faculty members of TCU
- (2) Adjunct faculty members of TCU
- (3) PhD candidates at TCU
- (4) Researchers collaborating with contributors from among (1)–(3), above
- (5) Retired faculty members of TCU
- (6) Those invited to submit by *Christ and the World*'s editorial committee

Submission Application Deadline

Submit the submission application form by **Friday, May 9, 2025** (deadline to be strictly observed).

1. Send your submission application form to: Tokyo Christian University, *Christ and the World* Editorial Committee.
2. Provide the following information: name, furigana, affiliation, position, type of paper, title (tentative), content (around 100 words), number of words, and language used.

Applicants will be notified of the acceptance or rejection of their submission application by the end of May, after review by the editorial committee. Acceptance of a submission application does not guarantee publication of the manuscript.

Manuscript Submission Deadline

- Submit a complete manuscript in accordance with the submission guidelines by **Friday, September 12, 2025** (deadline to be strictly observed).

How to Submit

- Send the manuscript by email to fcc@tci.ac.jp
- When using special typefaces such as ancient languages, mathematical formulas, charts, etc., attach a PDF file that has been checked for garbled characters.

Submission and Peer Review

- (1) Academic papers and (2) research notes will be reviewed by peer reviewers appointed by the editorial committee. Based on these results, the committee will decide whether the paper should be published, not published, or published after revision.
- The editorial committee will determine whether or not to publish (3) Research notes, (4) translations of foreign-language academic literature, and (5) reviews of academic books.

Editorial Rights of *Christ and the World*

- The editorial rights of *Christ and the World* are held by the editorial committee.
- The copyright of edited works also belongs to the editorial committee.
- The editorial committee retains the right not to publish a paper due to editorial reasons even though after it has already been submitted.

Copyrights, etc.

- There are no payments for manuscripts or royalties.
- The copyright of each paper belongs to the author of that paper, but the copyright of *Christ and the World* belongs to the editorial committee.
- *Christ and the World* will be made publicly available on the university website after publication.
- The responsibility for the content of each paper rests with the author(s).

Tokyo Christian University, *Christ and the World* Editorial Committee

Tel: 0476-46-1131 Fax: 0476-46-1405 E-mail: fcc@tci.ac.jp

編集後記

東京基督教大学の紀要『キリストと世界』は1991年3月の創刊以来、今年で35周年を迎える。創刊以来、『キリストと世界』は「新大学の生きたあかし」として、新しく創設された大学の研究成果を広く社会に公表するという重要な任務を担ってきた。創刊号に、初代学長・丸山忠孝先生による創刊のことばが掲載される。その中で、「信なき学に熱なし。学なし信に光なし」という内村鑑三の格言が紹介されている。驚かされる言葉であった。「信なき学に熱なし」とはもっともな論であるが、「学なし信に光なし」とまで言い切って、学のない信が陥りやすい近視眼性を警告する言葉に、日本プロテスタント黎明期を生きた内村鑑三の圧倒的迫力が感じられるからだ。丸山先生の思いも同じものであったのだろう。『キリストと世界』の創刊が「神学大学における信と学、信の深まりと学の広がりとの総合を目指す」ものだと宣言されている。

この「新大学の生きたあかし」は、35年の間、止むことなく続けられた。この「生きたあかし」が時間の先端である「今」のあかしとして継続される限り、私たちの大学・東京基督教大学は、キリストにある希望と期待感が研究を通して宣言される新しい大学であり続けるに違いない。35回目の「生きたあかし」には、岡村・徐論文、岩田論文、須藤論文の三本に、小山氏の博士論文要旨が加わる。編集委員会を代表して、執筆された諸氏の労をねぎらうと共に、査読を快く引き受けてくださった諸氏と紀要編集に携わってくださったすべての方々に感謝を申し上げたい。

研究成果を公表する大学紀要は、大学の「生きたあかし」のためばかりか福音主義神学の発展のために有益な大学の学的事業であることは言うまでもない。編集長として、限りある予算の中で『キリストと世界』の発行が継続可能となるように、35号は掲載論文数を抑えて必要経費の軽減を図った。大学の「生きたあかし」の場がいつまでも存続できるよう心から願うものである。

紀要編集委員長 須藤英幸

【執筆者紹介】

岩田三枝子（イワタ・ミエコ）

東京基督教大学神学部卒業。東京基督神学校、カルヴァン神学校（Th.M.）、キリスト教高等研究所（M.W.S.）、東京基督教大学大学院神学研究科博士後期課程修了。神学博士。現在、東京基督教大学教授。日本基督教学会、キリスト教史学会、賀川豊彦学会（理事）。著書に『評伝 賀川ハル―賀川豊彦とともに、人々とともに』（不二出版）がある。

岡村直樹（オカムラ・ナオキ）

コロンビア国際大学（B.A. 神学）、トリニティー神学校（M.A. 宗教哲学）、クレアモント神学大学院（Ph.D. 実践神学）。クレアモント神学大学院客員研究員（2004-06年）を経て、現在、東京基督教大学大学院神学研究科教授、研究科委員長、常任理事。また学外において日本同盟基督教団派遣教師、日本福音主義神学会理事、日本実践神学会運営委員、日本キリスト教教育学会監査、hi-b.a. 責任役員等を務める。著書に『日常の神学』（いのちのことば社）他がある。

徐有珍（ソ・ユジン）

東京基督教大学卒業（B.A. 神学）、同大学大学院神学研究科博士前期課程（M.A. 神学）、同博士後期課程修了（Ph.D. 宗教教育学）。東京基督教大学神学研究科准教授。日本キリスト教教育学会、日本カトリック教育学会、日本仏教教育学会に所属。現在、宗教学分野での科研費研究（2024-26）に取り組んでいる。

須藤英幸（スドウ・ヒデアキ）

フラー神学大学院神学研究科修士課程（M.A. 神学）、京都大学大学院文学研究科博士前期課程、同大学院博士後期課程修了。文学博士（キリスト教学）。大東文化大学非常勤講師、同志社大学嘱託講師などを経て、現在、東京基督教大学准教授。共立基督教研究所所長。著書に、『「記号」と「言語」―アウグスティヌスの聖書解釈学』（京都大学学術出版会）、『ルターの恩恵論と「十字架の神学」―マルティン・ルターの神学的挑戦』（教文館）他がある。

2024年度 紀要編集委員会

編集長 須藤英幸

編集委員 岩田三枝子

David Sytsma

齋藤五十三

徐 有珍

(五十音順)

編集事務 玉井美穂

編集協力 高橋伸幸

本誌のPDFデータは東京基督教大学機関リポジトリ(<https://tcu.repo.nii.ac.jp>)
及び本学ウェブサイト(<https://www.tci.ac.jp/info/overview/kiyo.html>)に掲載
しています。

キリストと世界 東京基督教大学紀要 第35号

2025年3月1日発行

発行 東京基督教大学教授会

東京基督教大学

〒270-1347 千葉県印西市内野3-301-5-1

TEL:0476-46-1131 FAX:0476-46-1405

<https://www.tci.ac.jp> E-mail: fcc@tci.ac.jp

組版 Print Bank(プリントバンク) 坂部紀恵子

〒116-0002 東京都荒川区荒川5-1-1-1003

TEL:03-5850-5337 FAX:03-5850-5338

(発行者の許可なくして無断転載を禁ず)

Christ and the World is published annually in March.
Published for the Faculty of Tokyo Christian University
301-5-1 Uchino 3-Chome, Inzai City, Chiba-ken 270-1347 JAPAN